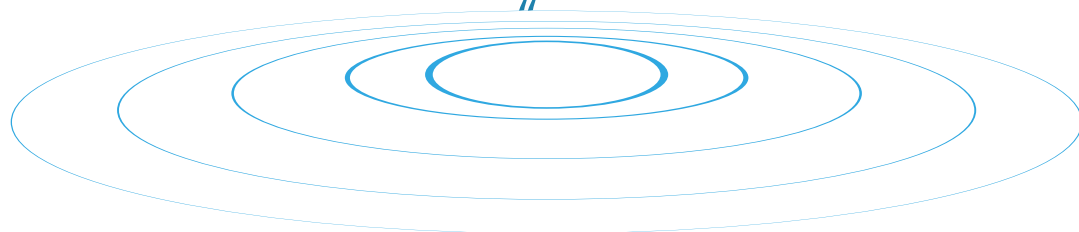


東久留米市 第二次環境基本計画

水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで作るまち
「東久留米」





第二次環境基本計画の策定にあたって

平成 18 年 3 月に策定された「東久留米市環境基本計画」の計画期間におきましては「落合川と南沢湧水群」が環境省の「平成の名水百選」に選定され、秋篠宮殿下をお迎えしての「湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ」の開催、「湧水・清流保全都市宣言」の実施に至りました。また、ごみの排出量削減と資源化率の向上のための取り組みを続け、河川や雑木林、生きものの保全活動などが活発に行われてきました。こうして東久留米市は都市近郊にありながら、水と緑に恵まれ、自然との触れ合いの場所があることが市民の皆さまにも広く浸透してきています。こうした成果は多くの皆さまの努力により成り立っており、東久留米市の素晴らしい魅力であり、まちの力となっています。

一方で、こうした豊かな環境もちょっとしたきっかけで失われてしまう危険性を私たちは忘れてはなりません。また、環境破壊の顕在化は国や地域を超えて広がりを見せています。世界中の生きものの約 3 割が減少の危機に瀕しているとされており、地球温暖化の問題はますます深刻さを増しています。

こうした状況に対して国連においては生物多様性保全のための「愛知目標」が締結され、温室効果ガスの削減のためのパリ協定は参加した 196 の国・地域すべての合意により採択されました。東京都では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指す「東京都環境基本計画」を策定しました。

このような内外の状況も踏まえ「東久留米市第二次環境基本計画」を策定しました。素晴らしい魅力でありまちの力となる環境を、今ある私たちは未来への責任として守り、さらに高める努力を続けていく必要があります。本計画の取り組みを市民・事業者・行政がお互いに連携・協力をしながら推進し「水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち」の実現を目指してまいります。

最後に計画の策定にあたり、1 年半もの間熱心なご議論をいただきました環境審議会・環境基本計画検討部会委員の皆さまを始め、様々なご意見やご提案をお寄せいただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

東久留米市長

並木克巳

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 東久留米市の環境基本計画について	2
1-2 第二次環境基本計画の策定の主旨	3
1-3 計画の基本的な考え方	4
1-4 計画を取り巻く環境の変化と課題	7
第2章 目指すべき環境像と目標	11
2-1 将来の環境像	12
2-2 基本方針と個別目標	13
2-3 計画の体系	14
第3章 個別目標と取り組みの概要	15
3-1 湧水や河川を守り活かす	16
3-2 緑を守り育てる	21
3-3 多様な生きものを守り育てる	25
3-4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる	28
3-5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める	32
3-6 健康で安心できる暮らしをつくる	34
3-7 環境について学び、活動につなげる	38
3-8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む	41
第4章 今後期間内に強化する主な施策	45
4-1 東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定と実行	46
4-2 生物多様性地域戦略の策定と推進	47
4-3 水循環保全対策の実施	48
4-4 緑地保全計画に基づく緑地の確保	49
4-5 協働の仕組みづくりと運営	50
第5章 計画の推進	51
5-1 推進体制	52
5-2 進行管理	54
5-1 点検評価	55
資料編	57

■用語解説について

専門用語など一般的ではない語句は、資料編の「用語解説」にて説明しています。
必要に応じてご参照ください。

第1章

計画策定にあたって

- 1-1 東久留米市の環境基本計画について
- 1-2 第二次環境基本計画の策定の主旨
- 1-3 計画の基本的な考え方
- 1-4 計画を取り巻く環境の変化と課題

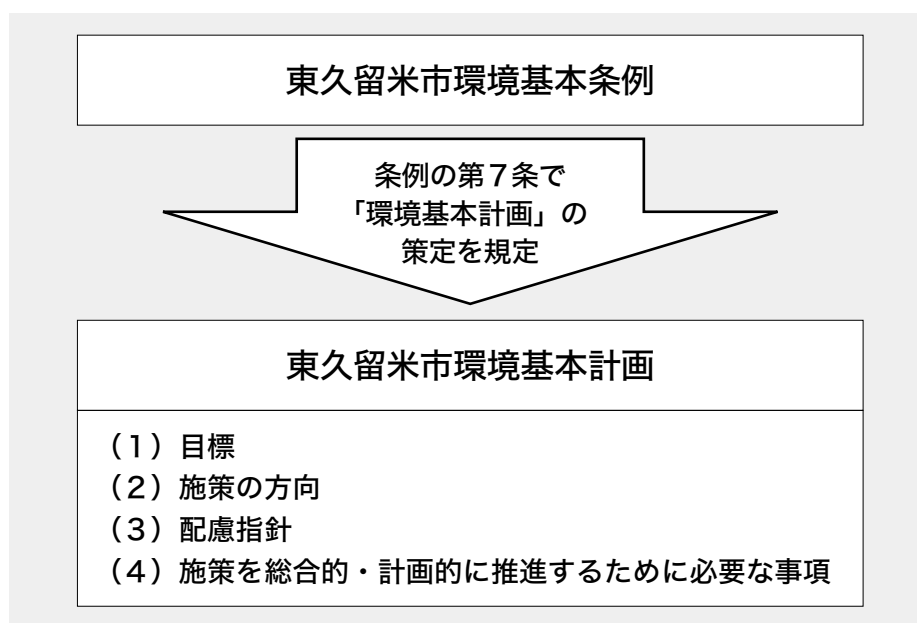
1-1 東久留米市の環境基本計画について

近年、人々は豊かで便利な生活を享受する一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、廃棄することにより自然環境を犠牲にしてきました。東久留米市の自然環境は都市開発が進む中で汚染された時代もありましたが、その後の努力で清流や緑の環境を取り戻してきました。この恵み豊かな環境を、今の時代で絶やすことなく、次世代に引き継ぐ必要があります。

このような背景から、東久留米市では、環境保全について、市民・事業者・行政が協調し合い、総合的・計画的に進めることによって、環境の負荷が少なく、人と自然が共生することができる良好な環境づくりを進めるため、平成16年（2004年）3月に、「東久留米市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」という。）を制定しました。

環境基本条例では、環境の保全等についての基本理念や市民・事業者・行政の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むために、第7条において「環境基本計画」の策定を規定しています。

環境基本条例では、環境基本計画において、環境の保全等に関する目標や施策の方向、環境への配慮の指針などを定めるものとされています。環境基本計画は、東久留米市の環境政策の根幹となる最上位の計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めていく上での指針となるものです。



1-2 第二次環境基本計画の策定の主旨

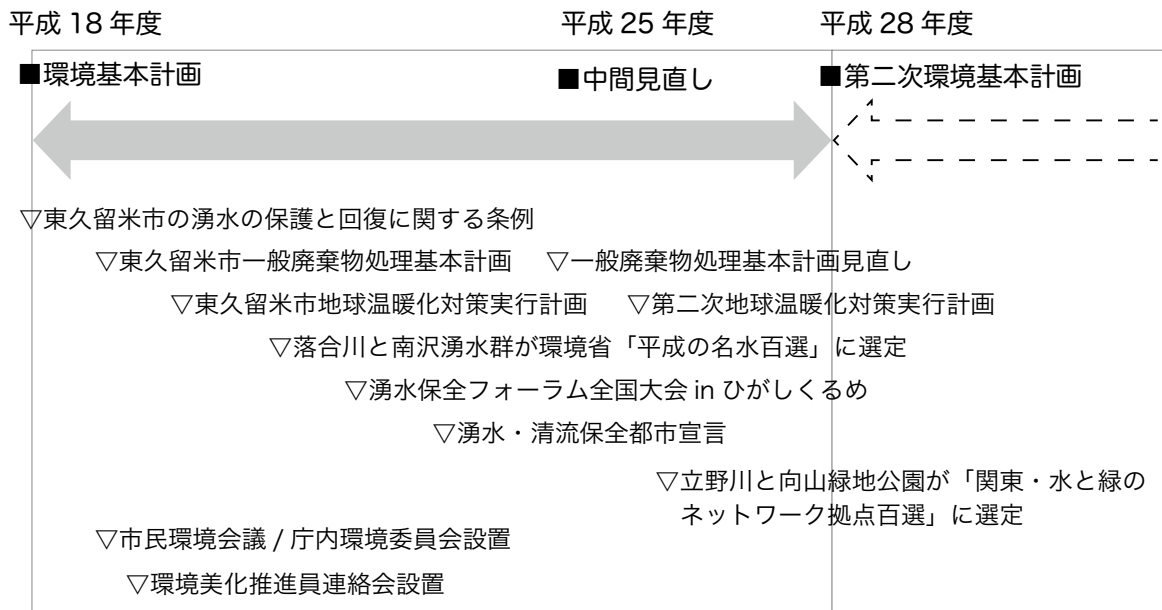
東久留米市環境基本計画は「東久留米市環境基本条例」に基づき、「市民、事業者、行政の協働による環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進め、豊かな東久留米の環境を次世代に引き継いでいくために」として策定されました。

同計画は平成28年（2016年）3月までの10年間を計画期間として実施され、様々な取り組みを通じて東久留米市の環境は改善されてきました。

今、環境問題はローカルな問題から地域や国を超えてさらに広がりを見せ、国の政策も気候変動・地球温暖化問題や生物多様性の保全、水循環の健全化などに地方の役割をいっそう期待するようになってきました。また、緑地・農地の保全、市民活動の支援と強化や市民意識の底上げ、計画の点検評価など、今後も継続的な取り組みを必要とする課題も残りました。さらに、若い世代を中心に転入人口が多いことを踏まえると、地域への愛着を高めてもらうためにも市内の豊かな環境の持つ役割がいっそう重要になってきています。

計画期間の終了に際して、今後の計画について市長より環境審議会へ諮問があり、環境基本計画検討部会を設置し、市民環境会議委員・庁内環境委員会委員等の意見を踏まえて検討を進めてきました。検討にあたっては、これまでの課題を踏まえ環境基本条例の理念の実現のため、市民・事業者・行政が一つの目標に向かって役割を明らかにし、協力して取り組むこと（協働）の重要性をうたうとともに、多くの市民や事業者の皆さまのご理解を深めるために手に取って分かりやすいものとするように心がけました。

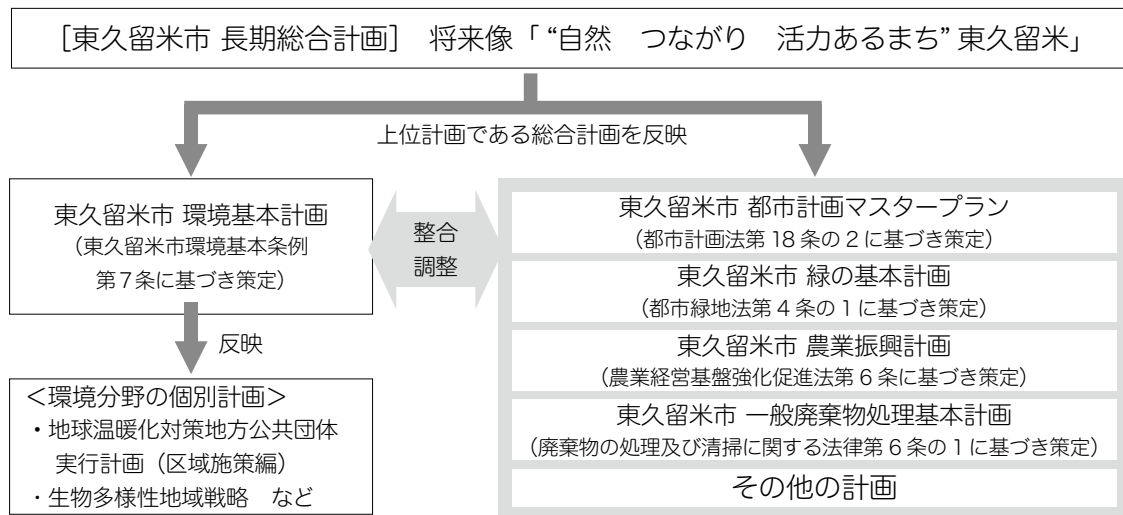
■第一次計画期間内の主な取り組み



1-3 計画の基本的な考え方

(1) 位置づけ

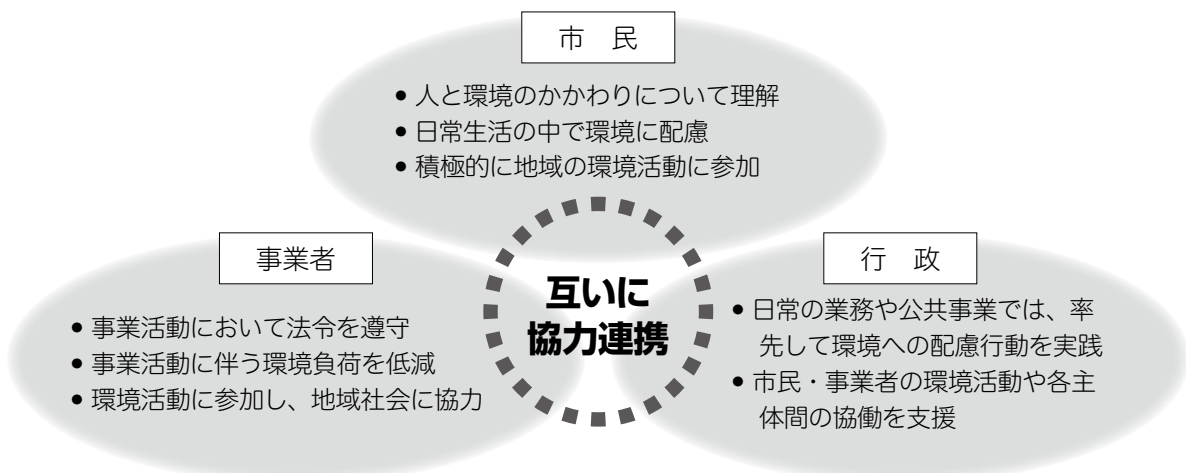
この計画は環境基本条例第7条に基づき策定しています。同時に「東久留米市第4次長期総合計画」を上位計画とし、同計画に掲げる「まちの将来像」を環境面から実現するための基本計画として位置づけています。また、効率的かつ効果的に計画を推進するため、市が定める他の計画（「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」など）の環境の保全等に関する施策と、相互に整合・調整を図っています。また、本計画で策定している環境分野の個別計画は、環境基本計画や緑の基本計画の関連・下位計画として策定します。



(2) 推進主体

この計画の推進主体は、市民（地域で活動する環境団体等を含む）・事業者（土地所有者や農業従事者等を含む）・行政（教育委員会や学校を含む）とします。

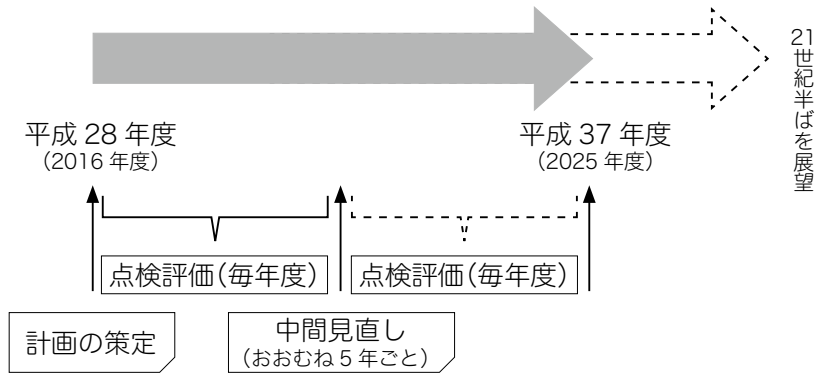
各主体は、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働して積極的に環境活動を推進します。



(3) 期間

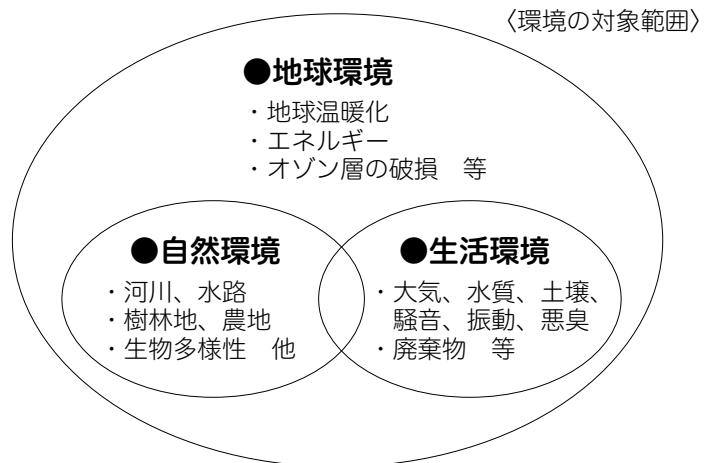
この計画の期間は、21世紀半ばまでを展望しつつ、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を対象とします。

ただし、今後の社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、市民の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、毎年、進捗状況の点検評価を行いながら、おおむね5年ごとに、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行います。



(4) 範囲

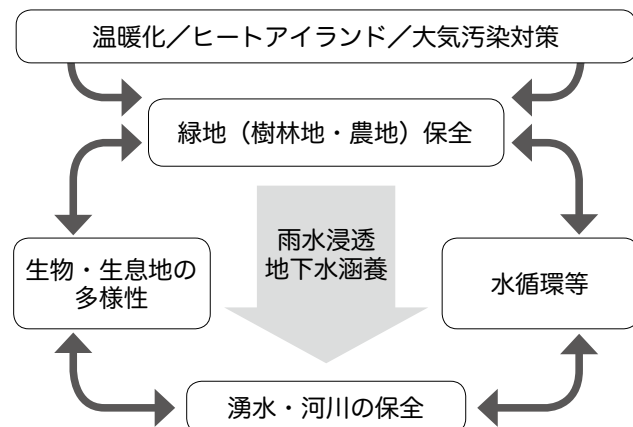
この計画における環境の対象範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。



コラム1 環境のつながり

われわれをとりまく環境は、さまざまな要素がからみあっています。

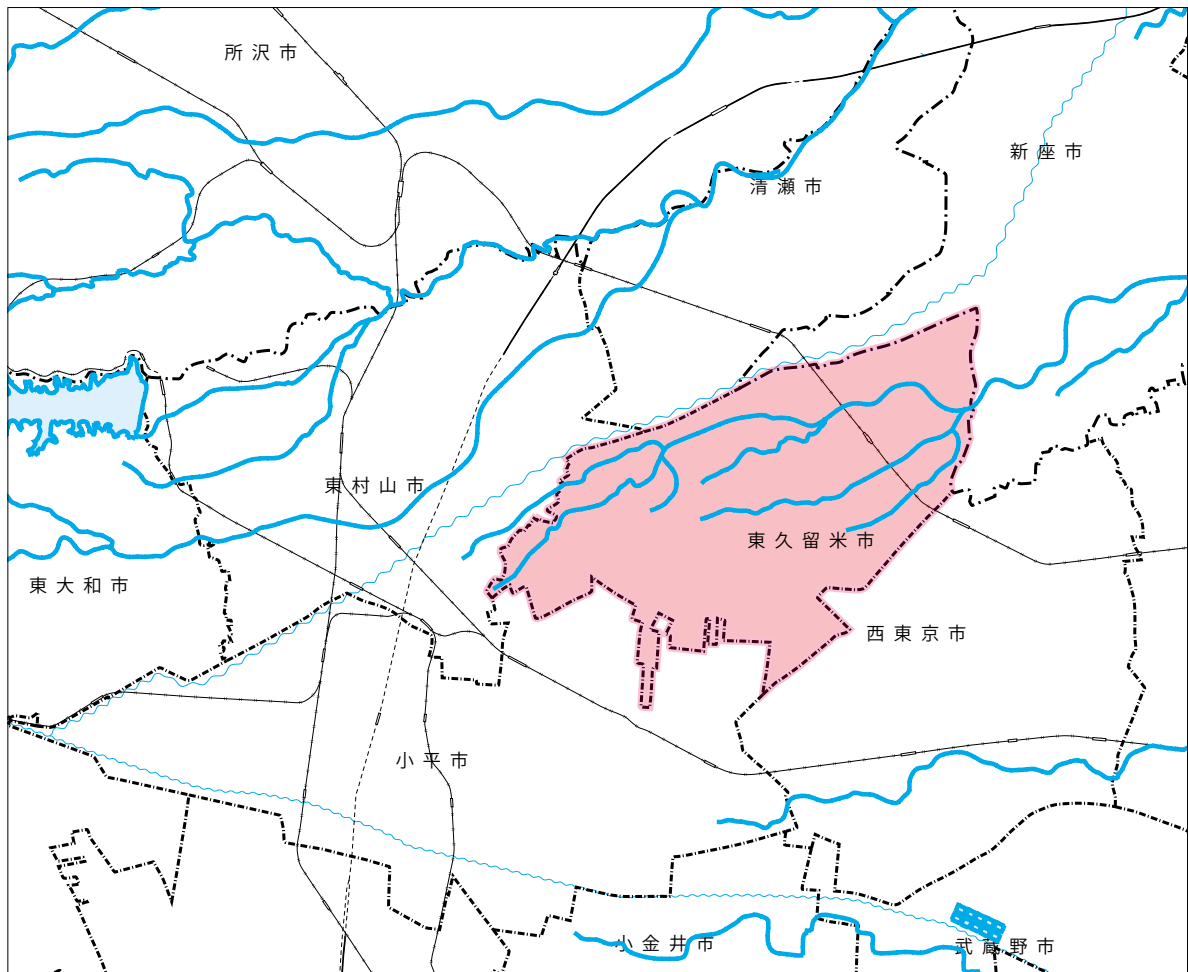
人と人が良い関係を築こうとすると、相手を思いやります。人と東久留米の環境がよい関係を持つと、同じく、水と緑と土などを思いやり、それらと人がよりよく結ばれることが、より豊かな生活をもたらすことにつながるでしょう。



(5) 計画の対象地域

この計画の対象地域は、本市全域とします。

本市だけでは解決できない環境問題に対しては、近隣市と連携して解決を図るとともに、状況に応じて国・都に対して協力・支援を求め広域的な取り組みを進めます。



1-4 計画を取り巻く環境の変化と課題

(1) 第一次環境基本計画の進捗状況と推進上の課題

第二次環境基本計画の策定にあたり、これまでの環境基本計画で達成できたことと継続して取り組むべき課題、また推進上の課題を整理して計画に反映しました。

個別目標の進捗状況と課題

第一次環境基本計画及び中間見直しでは、7つの個別目標を掲げて取り組みを進めてきました。その進捗状況と今後の主な課題は次の通りです。

湧水や河川を守る

湧水や河川に関する条例を施行するなど様々な施策から水質は平成18年度に比べて環境基準を大きく下回っています。また平成23年に湧水・清流保全都市宣言が行われました。

- 【課題】
- ・汚染防止のために流域の他市とも連携した取り組みを進める
 - ・湧水清流保全都市宣言の周知を通じた保全意識の向上を図る

緑を守り育てる

緑地面積は都市化による急減を経て、様々な保全施策で市域に占める畑・山林の割合(地目別)は平成26年で14.4%程度が維持されていますが、まだ減少傾向にあります。

- 【課題】
- ・第二次緑の基本計画等を踏まえた緑の保全の計画的な取り組みを進める
 - ・農業の継承による農地の維持に国や都と連携した政策的取り組みを提案する

多様な生きものを守る

絶滅危惧種などの多様な生きものの保護と調査等に市民や都が取り組んできました。また特定外来植物の駆除も行われています。

- 【課題】
- ・継続的に生きもの調査を実施する
 - ・増加しつつある外来生物種対策の強化を図る

地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

市全体では東日本大震災による節電意識で電力使用量低下傾向が見られ、エネルギー消費に由来する温室効果ガスの削減につながりました。

- 【課題】
- ・地球温暖化対策を市全体で取り組む
 - ・再生可能エネルギーの導入を促進する

資源を大切にし、ごみの減量・リサイクルを進める

ゴミの排出量は市民意識の向上などから一人当たり平成20年度626gから平成25年度605gに減少し、また資源化率は平成22年度以降38%レベルが維持されています。

- 【課題】
- ・不法投棄の防止を強化する
 - ・ごみの排出量を削減し再利用・再資源化をさらに進める

健康で安心できる暮らしをつくる

大気汚染、土壌汚染等は規制の強化や啓発等により各基準をほぼ達成し、また交通騒音や事業活動による振動の測定値も都の要請限度以下の値で推移しています。

- 【課題】
- ・化学物質のリスク軽減のためにその使用をできる限り抑制する
 - ・生活騒音などの近隣公害の防止を図る

環境について学び、活動につなげる

市には約50の市民団体があり自主的に環境活動に関わっています。また環境フェスティバルは市民環境会議や行政の働きかけもあり平成27年度には2000名が参加するなど関心を持つ市民が着実に増加しています。

- 【課題】
- ・将来を担う子どもたちの環境教育を進める
 - ・行政と市民・事業者の連携強化に努める
 - ・行政による市民活動の支援と担い手の育成を図る

計画の進め方についての課題

進め方については環境審議会、市民環境会議から次のような指摘がなされています。

<施策全体について>

- ・環境基本計画が目指す将来の姿を明確化
- ・目標に基づく具体的な取り組み内容の提示
- ・具体的な取り組み内容を実施していくための体制・仕組みが必要

<目標に対する評価の実施、進行管理について>

- ・取り組みが評価できる指標の設定
- ・PDCAサイクルに基づく点検評価の仕組みと実施が必要

<連携や協働について>

- ・人材情報データベースや団体のネットワーク化等、連携と協働の仕組みが必要

(2) 環境を取り巻く新たな潮流

第一次環境基本計画の策定及び中間見直し以降、本市の環境を取り巻く状況は変化しており、社会的な新たな課題を踏まえて、第二次環境基本計画を策定しました。

地球温暖化・エネルギー対策、生物多様性の保全、循環型社会の構築、健全な水循環の形成といった課題に対して、市民・事業者・行政などの多様な主体が互いに連携しながら、対応することが求められています。

特に地球温暖化・エネルギー対策、生物多様性の保全、健全な水循環の形成は、これまでに以上に地方公共団体の役割が重視されてきているため、今回の第二次基本計画では、今後、具体的な施策の策定と実行に向けて、東久留米市としての方針を盛り込むことが必要です。

【主な国・都等の動き】（詳しくは70～71頁を参照）

- ・地球温暖化対策推進法 改正（平成25年5月）
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画[国]（平成25年5月）
- ・水循環基本法（平成26年4月）
- ・雨水の利用の推進に関する法律（平成26年5月）
- ・都市農業振興基本法（平成27年4月）
- ・第四次環境基本計画[国]（平成24年4月）
- ・生物多様性国家戦略[国]（平成24年9月）
- ・東京都環境基本計画[都]（平成28年3月）
- ・黒目川流域河川整備計画[都]（平成18年3月）

(3) 市の関連計画の改定

環境基本計画と相互に連携・調整すべき関連計画の概要を示します。第二次環境基本計画では、関連計画と整合を図って策定しています。

上位計画である第4次長期総合計画では、循環型社会推進や、水と緑に代表される恵み豊かな環境を守り育むことを通じ、地球環境にやさしいまちを目指すとしています。

都市計画マスタープランでは、「水と緑と共生するまち」に加えて、「低炭素型・循環型で環境と共生するまち」を基本方針に掲げています。

第二次緑の基本計画は、水と緑を一体として保全するための方針を示しており、第二次環境基本計画と密接に関係しています。

【主な関連計画】（詳しくは72～73頁を参照）

- ・第4次長期総合計画（平成23年3月）

- ・都市計画マスタープラン（平成24年5月）
- ・第二次緑の基本計画（平成25年4月）
- ・農業振興計画（平成28年3月）
- ・一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月）
- ・多摩六都広域連携プラン（平成28年3月）

（４）第二次環境基本計画の策定の課題

第一次環境基本計画の進捗状況とこれに対する関係機関からの評価、環境を取り巻く新たな潮流、整合を図るべき関連計画を踏まえ、第二次環境基本計画で取り組む主要な課題は次のようになります。

生きものと水循環の保全に総合的に取り組む

市の自然環境はこれまでの努力により健全に保たれていますが、漸減する緑地等の課題もあり継続して取り組みが必要です。一方で生物多様性や水循環の保全に関する法律が制定され、本市も新たに生物多様性の保全計画を策定することや、流域の関係市等と連携して水循環保全対策を実施することが求められます。

地球温暖化対策にまち全体で取り組む

地球温暖化問題は社会的にも大きな課題で、環境基本計画の中間見直しでその取り組みを強化しましたが実施は行政など限られた範囲に留まっています。国の地球温暖化対策では温室効果ガスの新たな削減目標が定められており、本市も市全体の実行計画を策定して市民や事業者と行政が連携・協力して対策に取り組むことが求められています。

市民・事業者・行政の協働を一層進める

これまで市民や事業者と行政が協力して環境保全に取り組んできましたが、連携や活動の新たな担い手が生まれにくいなどの課題があります。国の第四次環境基本計画では関係者の連携・協力の重要性が指摘されていますが、本市でも環境活動をさらに高めるためにも市民や事業者と行政が協力して取り組む（協働）ための仕組みづくりが必要です。

進行管理の仕組みを改善して計画を着実に推進する

計画推進の基本となる進行管理の中の役割や点検評価指標があいまいで、実施状況の把握も限られるなどの課題があり、結果を踏まえた取り組みの年次見直しが難しい状況です。着実な計画推進のためにはPDCAに基づく進行管理が確実にいえるように点検評価と進行管理の仕組みを改善する必要があります。

第2章

目指すべき環境像と目標

2-1 将来の環境像

2-2 基本方針

2-3 計画の体系

2-1 将来の環境像

「将来の環境像」とは、東久留米に関わる私たち一人ひとりに共通する長期目標として市のあるべき環境の姿をイメージしやすい言葉で表現したものです。

東久留米市は太古から水と緑に恵まれていましたが、かつては急激な都市化によってそれらの豊かな自然環境が失われた時代もありました。しかし、多くの人々によるたゆまぬ環境改善の努力の結果、清流が回復し、水や緑とのふれあいの場や機会も増えてきました。こうした身近にある豊かな自然を次世代へとつなぎ、一方でこれからの私たちの暮らしや自然環境に大きな影響を及ぼす地球環境問題に対処するためにも、私たち一人ひとりが、東久留米市の目指すべき将来の環境像を共有し行動していくことが重要です。

こうしたことから、東久留米市が10年後に目指す「将来の環境像」を

水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち“東久留米”

とします。



2-2 基本方針と個別目標

本計画では「将来の環境像」の実現を目指すために3つの基本方針を定めています。

- 1 水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち
- 2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち
- 3 みんなで取り組む環境のまち

また、この基本方針達成のためのより具体的な目標を「個別目標」としています。

基本方針1 水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち

本市は、多くの湧水地やそれを源流とする清らかな川があり、また雑木林など樹林地や多くの緑地に恵まれ、その中で多様な生きものが育まれているまちです。私たちには、これまで多くの人々の努力で守り育ててきたこの豊かな環境を次世代に引き継いでいく責務があります。また、水は緑を育て、緑は水を蓄えます。そのための個別目標を水と緑のつながりを踏まえて

- 個別目標1 湧水や河川を守り活かす
- 個別目標2 緑を守り育てる
- 個別目標3 多様な生きものを守り育てる

としました。

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

私たちは生活や事業活動を通じて共通の財産である水や大気を汚染し、資源などを消費してきました。その結果、公害やゴミの問題がおきましたが、近年では異常気象など地球温暖化による影響も大きくなっています。私たちはその対策に積極的に取り組み、安心できる環境を次の世代に残していく必要があります。そのための個別目標を

- 個別目標4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる
- 個別目標5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める
- 個別目標6 健康で安心できる暮らしをつくる

としました。

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

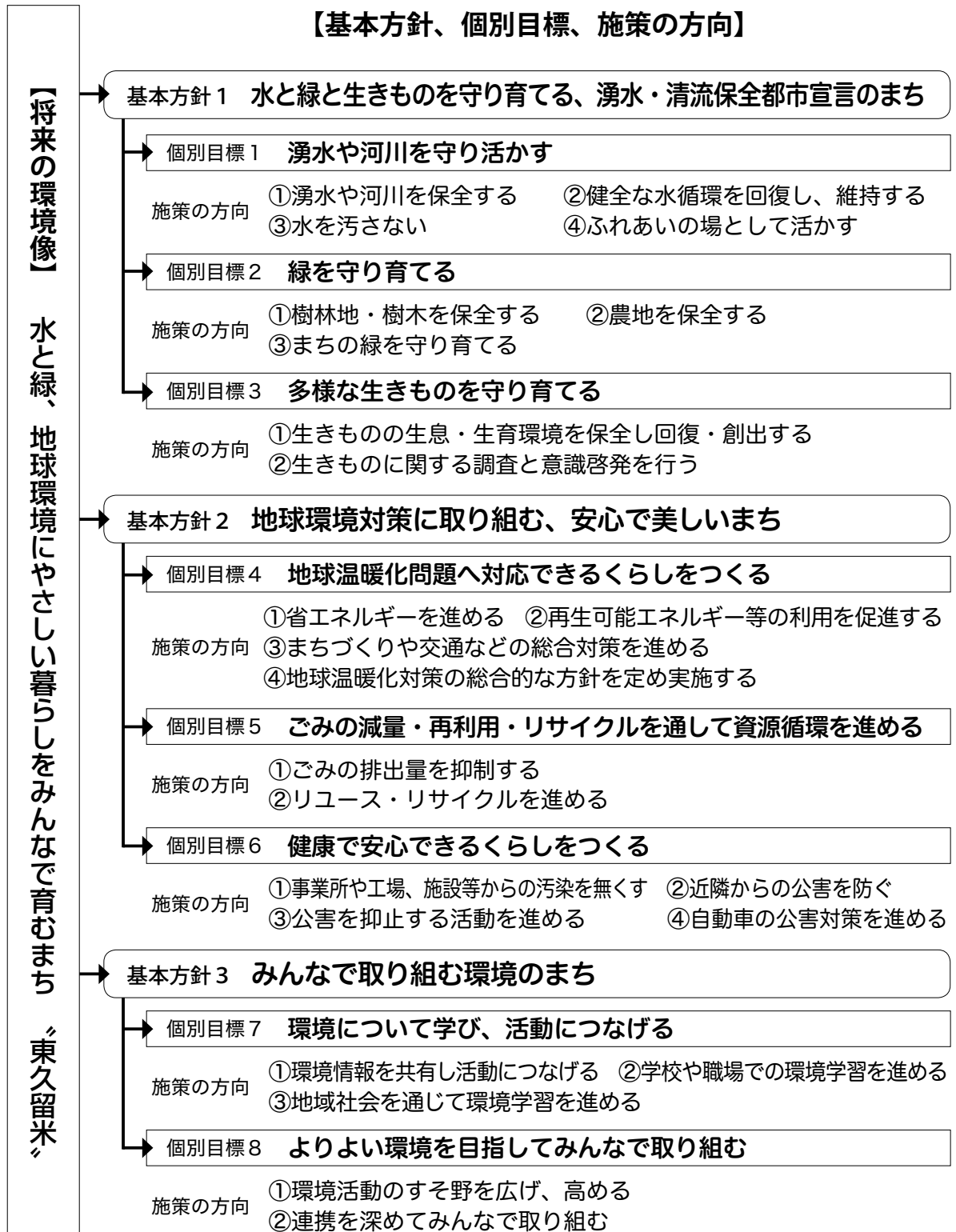
今や環境問題は地球温暖化にみられるように全ての人々が関わるものとなっています。将来の環境像を実現するためには本市に関わる全ての人々の取組への参加が不可欠です。環境への理解を深め活動を広げるとともに、市民・事業者・行政がお互いに協力し連携を強めて取り組んでいく必要があります。そのための個別目標を

- 個別目標7 環境について学び、活動につなげる
- 個別目標8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

としました。

2-3 計画の体系

将来の環境像を実現するための基本方針及び個別目標とその中で取り組む施策の方向を「第二次環境基本計画の策定の課題」も踏まえて「計画の体系」として示します。また、「施策の方向」に基づく具体的な「施策」と「取り組み」を第3章で示します。



第3章

個別目標と取り組みの概要

- 3-1 湧水や河川を守り活かす
- 3-2 緑を守り育てる
- 3-3 多様な生きものを守り育てる
- 3-4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる
- 3-5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して
資源循環をすすめる
- 3-6 健康で安心できる暮らしをつくる
- 3-7 環境について学び、活動につなげる
- 3-8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

基本方針1

水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち

3-1 個別目標1 湧水や河川を守り活かす

施策の方向① 湧水や河川を保全する

湧水・清流保全宣言全都市として、本市の象徴である湧水や清流を守るために、市民・事業者・行政が協力して、湧水や河川を大切にし、維持する活動を進めます。

施策 湧水や河川の保全を推進する

湧水や清流を守るために、市民・事業者・行政のそれぞれが河川や湧水地及びその周辺環境を大切にする活動に積極的に取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「湧水・清流保全都市宣言」の理念を市民に周知徹底する	◎	◎	◎
●湧水地を保全する	○		◎
●各種事業を行う場合には、湧水地・河川の周辺環境に配慮する		◎	◎
●自然環境に配慮した川づくりを東京都に要請する	○		◎
●水辺の植生を保護し適正な管理を行う	○		◎
●河川の定期的な草刈りを実施する	○		◎
●湧水地・清流・河川の美化活動を行う	◎	◎	◎

解説：各主体の役割の表記（◎○）について

- 各主体とは東久留米市の環境活動を担う市民・事業者・行政のことを指しています。
- 本計画の実施にあたっては、それぞれが自主的にまた積極的に取り組みを進めるとともに3者の連携と協力が重要です。
- この計画ではそれを踏まえて、計画を進める上で果たす役割を、「取り組み」の実施に活動や推進、啓発や予算等に責任を持つ主体を「中心的に取り組む」として◎、また取り組みの中心的主体と連携して支援または協力する主体を「ともに取り組む」として○で表しました（なお、空欄となっている場合でも、必ずしも取り組みを行わないものではありません）。

施策 湧水や河川の状態を常に把握する

湧水や河川の保全のためには、継続的な水質や水量などの調査が必要であり、行政や市民はこれまでの活動をさらに進め、互いに協力して調査を実施します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●河川の水質・水量調査を継続的に実施する	○		◎
●湧水点の調査を実施する	◎		◎
●井戸水位調査を実施する	◎		○

コラム2 湧水点

東久留米は都内有数の湧水がある街です。市民環境会議水とみどり部会では、4年間の市内全域の湧水調査の結果、70か所の「湧水点」を特定しました。

ここでいう「湧水」とは、「地下水が自然状態で地表に流出したもの、もしくは地表水に流入するもの」とし、DO（溶存酸素濃度）が8mg/L以下、水温15℃～20℃を目安としています。また、目視で観測して約50m³/日以上出ている個所を「湧水点」としました。

水とみどり部会では、現在も、渇水期（3月）と豊水期（11月）に湧水の確認調査を続けています。また市では、主な湧水点の水質・水量調査も行っています。



南沢での湧水調査



竹林公園での湧水調査

施策の方向② 健全な水循環を回復し、維持する

湧水に恵まれた本市の財産である豊かな水を守るために、雨が地面にしみ込み、地下水となって再び湧水となり、川となる仕組みを理解し、維持するとともに水を大切にします。

施策 水を適正に利用する

本市の地下を流れる貴重な水を守るために、市民・事業者・行政は日々の生活や事業活動等で使われる水の無駄な消費を減らし、大切に利用します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●水道の節水に努める	◎	◎	◎
●地下水の取水量の削減に努める		◎	○

施策 地下水の涵養を促進する

湧水をはじめとする本市の特徴である水環境を守るために、市民・事業者・行政は雨水が地面にしみ込むような施設の整備や処理に努めて地下水を維持します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●樹林地や農地などの透水面の確保に努める	○	○	◎
●公共施設での雨水浸透施設を整備し、適正な管理を促進する			◎
●雨水の敷地内処理を促進する	◎	◎	◎
●雨水浸透柵の普及を促進する	○	○	◎
●地下水涵養機能を活かした公園づくりを進める			◎

施策 流域の水循環を保全する

本市を源流とする落合川や黒目川などの健全な水循環を維持するためには、かん養域を含む流域の自治体の協力が不可欠であり、行政を中心に関係する近隣市と連携して対策を行います。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地下水の状態を把握する			◎
●国・都や近隣市と連携して水循環保全対策を促進する	○		◎
●国・都や近隣市と連携して水循環の調査を行う	○		◎

施策の方向③ 水を汚さない

清流を守るために、河川に汚染された排水を流さないことが第一であり、日常生活や事業活動で水を汚さないことを常日頃から心がけて行動します。

施策 河川への汚染水の排出を防ぐ

川の水質を守るために、家庭や事業所からの汚水が川に流れ出ないように、市民・事業者は適切な排水の処理に努め、行政はそれを促進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●側溝への汚水流出、汚物廃棄を防止する	◎	◎	◎
●下水道への接続を促進する	◎		◎

施策 水を汚さない生活や事業を実践する

河川や地下水の汚染を防ぐために、市民・事業者は自らの生活や事業の中で水の汚染を防ぐよう努め、行政はその活動を推進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●農薬や化学肥料を過剰に使用しない	◎	◎	○
●事業排水を適正に処理する		◎	○
●洗剤や油等生活排水による汚染を防止する	◎	◎	◎
●野生生物へのえさやり等で川を汚さない	◎		○

施策の方向④ ふれあいの場として活かす

湧水や清流など本市の豊かな水環境を守るために、市民が水辺とのふれあいを通じて、その豊かさと恵を実感し、湧水や河川を守る意識を育んでいけるよう行政は環境の整備と場づくりを進めます。

施策 水とふれあう場を増やす

多くの市民が本市の豊かな水辺の環境にふれあう機会をつくるために、行政は河川周辺の散策路や水に触れられるような水辺環境の整備を行います。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●河川周辺に花壇等ふれあい施設を整備し維持管理する	◎		◎
●親水化事業を推進する	○		◎
●蓋がけされた河川の回復を検討する			◎

施策 水辺を学び、ふれあう場として活用する

水辺に対する市民の理解や愛着を深めるために、市民と行政が協力して水辺の紹介や利用のための検討を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●水辺の適正な利用のためのルールづくりを検討する	◎		◎
●水辺のサインボードや散策マップ等を通じて水辺を紹介する	◎		◎

コラム3 水辺を学び、ふれあう場

東久留米の川は、「湧水の川」です。そこには、ホトケドジョウやナガエミクリなどの貴重な生きもののほか、鳥や魚や虫など豊かな自然があります。

川は、子どもたちにとって、生きものや川の役割・人との関わり、自分たちの生活などを学ぶ場として格好の場となっています。また、川添いを散策する市民にとっても、季節を感じ、情緒を育み、安らぎを感じる場となっています。



黒目川でも魚とり



川で遊ぶのは楽しい

3-2 個別目標2 緑を守り育てる

施策の方向① 樹林地・樹木を保全する

雑木林などの樹林地や樹木などの緑を守るために、市民・事業者・行政は協力してその維持に努力するとともに、行政は計画的な緑地の確保など様々な施策を進めます。

施策 樹林地を保全する

樹林地を守るために、市民・事業者は積極的にその維持に努めるとともに、行政は計画を定め、民有の樹林地に対し、支援や公有地としての確保を行うなどの施策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●緑地保全計画に基づく緑地の確保を行う			◎
●都市計画制度等を用いて樹林地を保全する			◎
●緑の基金を充実させて樹林地の保全に活用する	◎	◎	◎
●下草刈り等を行い樹林地を良好な状態に維持する	◎	◎	◎
●樹林地の保全に配慮した土地利用に心がける	◎	◎	◎

施策の方向② 農地を保全する

都市のうるおいや湧水のかん養など農地が持つ緑の機能を守るために、農業への行政的な支援や市民・事業者・行政が農業を応援する仕組みづくりなどを進めます。

施策 農業を継承するための活動と支援

農地の緑を守るために、行政は意欲のある農業者が農業を続けることができる環境をつくるよう様々な働きかけや支援を進めるとともに事業者は持続可能な農業を目指し取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●生産緑地の指定を促進する		◎	◎
●農地保全のための諸制度の検討・利用を図る		◎	◎
●農地保全のための制度の改善を国や都に提案・要請する		◎	◎
●農業後継者の育成を支援する		◎	◎
●減農薬・無農薬・有機栽培等の普及		◎	◎

施策 農業を支える取り組みを推進する

農地の緑を守るために、事業者と市民・行政が連携して地元農産物の購入などの活動を広めるとともに、農業と触れ合う機会を通じて農業を支えます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地元産品の PR 機会を充実する		○	○
●地元農産物を積極的に購入する	○	○	○
●地元農産物を学校給食に採用する		○	○
●市民農園・体験農園の普及と利用を進める	○	○	○
●都市農業への理解を深める	○	○	○
●農家・農業と市民がふれあう機会を増やす	○	○	○

コラム4 緑を守り育てる

市内の雑木林や農地などの緑は私たちが生活をしていくうえで欠かせないものです。緑は、私たちが生きていくうえで必要な酸素を供給し、全ての生きものにその食べ物やねぐらを提供するだけではなく、地球の温暖化を和らげ、騒音や大気汚染などの影響を和らげるなど計り知れない効果を私たちに提供しています。

また、都会に暮らす私たちにとっても、緑は季節の移り変わりを表し、心を和ませてくれる大切なものです。

しかし、東久留米では年々緑が少なくなってきました。果樹や野菜をつくり続ける農家の方をはじめ、雑木林や公園で活動するボランティアなど今ある緑を保全するために働いている市民もたくさんいます。市民一人一人が緑を大切に思い、守り育てていく心を持つことが必要ではないでしょうか。



市民による緑地保全活動



子どもたちの自然体験

施策の方向③ まちの緑を守り育てる

街のうるおいをもたらす街中の緑を育てつなげていくために、市民・事業者・行政が連携しながら、公園の緑、家庭や事業者の敷地内の緑など多様な緑を計画的に増やし、維持します。

施策 公園や公共施設の緑を増やし、守り育てる

街の緑の拠点を充実するために、行政は公園の整備の機会に緑を増やし、また街路樹や公共施設などの緑を維持していくとともに、市民と事業者・行政が協力して緑の育成に取り組めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●公園の整備で緑を増やす			◎
●市民の声を取り入れた都立六仙公園の整備を要請する	○		◎
●街路樹や公共施設内緑地の維持管理を推進する			◎
●市民・事業者・行政の協働により緑を育成する	◎	◎	◎

施策 家庭や事業所の緑を増やし、守り育てる

街の緑を豊かにしていくために、市民・事業者は家庭や事業所の緑を増やすよう努めます。また、行政は事業者や家庭の緑を増やす活動を支援するとともに、宅地開発等での緑の確保や貴重な樹木の保存を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●住宅や事業所内の緑を増やし、育てる	◎	◎	○
●宅地開発等の際には、緑の確保と緑化を推進する		◎	◎
●大規模集合住宅の管理者に緑を充実し育てるよう要請する		◎	◎
●保存樹木・生垣、名木百選（仮称）の選定等を通じて、貴重な樹木を保存する	◎	◎	◎

施策 緑を守る総合的な方針をつくり、進める

本市の豊かな緑を守るために、市民・事業者の連携のもと、行政は長期的、計画的な視点から緑のまちづくりを進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●緑被率等の緑の実態調査を実施する	○	○	◎
●緑地協定や地区計画制度による緑化を促進する	○	○	◎
●都内自治体でつくる「都市計画公園・緑地の整備方針」「緑確保の総合的な方針」に参画する			◎

施策 緑のネットワークづくりを進める

人と緑の有機的なつながりのあるまちづくりのために、市民・事業者・行政は協力して街路樹や緑道、庭先の緑でつなげて緑のネットワークをつくりまします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●街路樹、遊歩道、緑道等を整備し緑をつなげる			◎
●生垣など庭先の緑を増やす	◎	◎	○

3-3 個別目標3 多様な生きものを守り育てる

施策の方向① 生きものの生息・生育環境を保全し回復・創出する

市内には絶滅危惧種であるホトケドジョウをはじめ、多様な生きものが生息しています。市民・事業者・行政は協力して、生息・生育環境や地域の生態系を保全するための取り組みを進めます。

施策 生きものの生息・生育環境を大切に保全する

生きものの生息・生育環境を守るために、市民・事業者は生息空間となる緑地や河川的环境保全に協力するとともに、行政は生物多様性に関する総合的な計画（生物多様性地域戦略）を策定し、様々な施策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●生物多様性を維持し高める計画を策定する	○		◎
●生物多様性に配慮した水辺管理を行う	○		◎
●野生鳥獣の保護に配慮する	◎	◎	◎
●国レッドリスト掲載種であるホトケドジョウなどの生息・生育環境を保全する	◎	◎	◎
●保全地域、森の広場等の雑木林を生息・生育空間として保全する	○		◎
●【再掲】緑地保全計画に基づく緑地の確保を行う			◎
●生物多様性に配慮して南沢水辺公園・向山緑地公園などの公園を育てる	◎	○	◎
●生態系を踏まえて河川・公園等の緑のネットワーク化を図る			◎

施策 生態系に配慮して事業を進める

地域の生態系を守るために、事業者・行政は市民との連携のもと、生きものの生息環境に影響を及ぼさないよう配慮しながら各種事業を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●河川などの維持管理を行う場合は生物多様性に配慮する	○		◎
●各種事業を行う場合は、地域の生態系に配慮し、保全回復に努める	○	◎	◎

施策の方向② 生きものに関する調査と意識啓発を行う

水と緑を基盤とした生きものの生息・生育環境や地域の生態系を守るために、市民・事業者・行政は生きものの生息の実態に関する情報を共有し、効果的な取り組みにつなげます。

施策 生きものの生息・生育状況を把握する

多様な生きものを守り育てるためには、継続的な生息・生育状況の調査が必要であり、行政や市民はこれまでの活動をさらに進め、互いに協力して調査を実施します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●生きものの実態調査を実施する	○		◎
●調査の体系を整理し集約する	○		◎

施策 生息・生育環境の情報を発信する

生物多様性の保全に対する市民の理解を深めるために、環境イベントなどの機会を捉えて、市民と行政が協力して地域の生きものや生態系に関する情報発信、啓発活動に取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地域の生きもの情報を継続的に発信する	◎		◎
●環境イベントや情報提供等を通じて啓発活動につなげる	◎		◎
●地域の生きものや生態系を知る機会を増やす	◎		◎
●ホトケドジョウなど希少生物についての意識啓発を行う	◎		◎

施策 外来生物種の移入を防ぎ、生育拡大を抑制する

地域固有の生きものを守るために、行政は市民や事業者と協力・連携しながら、外来生物種の侵入、拡大を抑制します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●外来生物種の情報を蓄積する	○		◎
●外来生物種の駆除を進める	○		◎
●外来生物や有害鳥獣情報の広報による啓発活動を展開する	○		◎
●有害鳥獣対策を進める	◎	◎	◎

コラム5 ホトケドジョウ

ホトケドジョウは、コイ目ドジョウ科に属する淡水魚で、全長は4～6cmです。普通のドジョウは20cm位になり、スマートな体をしていますが、ホトケドジョウは小さくてズングリしているのが、別名をオババドジョウと呼ばれることもあります。

湧水や湧水を水源とする清流に生息するため水質汚濁や河川改修などの環境の変化に弱く全国的に減少しています。そのため、1999年には「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に、絶滅危惧I B（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種）として掲載されています。

落合川をはじめとする東久留米市内の川は、流れている水のほとんどが湧水で、ホトケドジョウをはじめナガエミクリ（準絶滅危惧種）、タコノアシ（準絶滅危惧種）ミズニラ（準絶滅危惧種）などの希少な生きものが生息・生育しています。

私たちは都心から30分足らずの都市に豊かな自然があることを知り、それを誇りに思い、後世に引き継いでいこうではありませんか。



ホトケドジョウ



タコノアシ



ナガエミクリ



ミズニラ

コラム6 外来生物種の移入を防ぎ、生育拡大を抑制する

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに人間活動によって他地域から入ってきた生物のことをいいます。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいる一方、地域の自然環境などに大きな影響をあたえるものもいて、これらを「侵略的外来種」といい、外来生物法で「特定外来種」に指定されています。

東久留米では、最近、アレチウリという特定外来種が河川敷に繁茂し、他の植物を覆って枯らす被害や、オオフサモという特定外来種がナガエミクリという環境省選定の準絶滅危惧種と競合しているといった事例があります。園芸種であるオオキンケイギクも特定外来生物です。外来生物法により、飼育・輸入等の規制のほか防除の実施が進められていますが、「入れない」「捨てない」「拡げない」の3原則を守って、東久留米の豊かな自然を大切にしていきましょう。

また、人による野鳥や動物への餌やりも生態系を乱す原因になりますので、かわいい生きものでも自然のままに見守っていきましょう。



アレチウリ

基本方針2

地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち

3-4 個別目標4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

施策の方向① 省エネルギーを進める

エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政は積極的に省エネルギー活動に取り組みます。

施策 エネルギーの使用を抑制する

家庭やオフィス、工場からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政はそれぞれ省エネルギーに取り組むとともに、省エネルギー性能の高い製品や機器などの導入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●電気、ガス、ガソリン等の使用量の削減を進める	◎	◎	◎
●省エネルギー機器の導入に努める	◎	◎	◎
●省エネ家電への買い替えに努める	◎	◎	◎
●低燃費車、次世代車の購入に努める	◎	◎	◎

施策 エネルギー使用量のみえる化で省エネを進める

家庭やオフィス、工場からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者は自らエネルギーの使用状況を把握しながら、省エネルギーに向けた取り組みにつなげていくとともに、行政は市民・事業者の自主的な省エネルギー活動を支援します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境家計簿等を活用して、エネルギー使用量を把握し削減する	◎		○
●環境報告書等の作成を通じて、エネルギー使用量を把握し削減する		◎	○

施策の方向② 再生可能エネルギー等の利用を促進する

再生可能エネルギーは利用時に温室効果ガスを排出しないため、市民・事業者・行政はそれぞれ積極的な導入に努めます。

施策 再生可能エネルギーの利用に努める

家庭やオフィス、工場からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政はそれぞれ太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や購入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●再生可能エネルギー（太陽光等）機器の導入に努める	◎	◎	◎
●再生可能エネルギーによる電力の購入に努める	◎	◎	◎

施策 廃棄物資源からのエネルギーを有効活用する

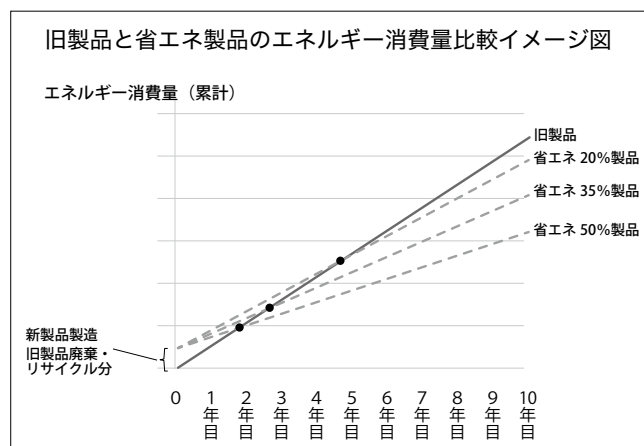
温室効果ガスの排出量を削減するため、行政はごみの焼却によって発生する熱エネルギーを有効利用するようごみ焼却施設の運営主体に要請します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●ごみ焼却場からの熱エネルギー有効利用を要請する			◎

コラム7 機器の買い替えとエネルギー削減効果について

日々のエネルギー消費量の大きい家電は、新しいものと古いものとの1年間のエネルギー消費量に大きな差が出る場合があります。一方で新しい製品を作るときや古い製品の廃棄・リサイクルにかかるエネルギー量も気にかかるところです。右図は、そういったライフサイクル（製品の一生）全てにおけるエネルギー消費も考慮したうえで、古い製品を続けたときと省エネ性能の上がった製品に買い替えたときのエネルギー消費量を比較したイメージ図です。新しい製品の省エネ性能が高くなればなるほど、旧製品と累積でのエネルギー消費量が同じになる交差年が早くきて、それ以降は差が年々大きくなるのがわかります。環境省の省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」(<http://shinkyusan.com/simulate.html>)なども使ってご家庭の家電エネルギー消費の診断をしてみたいかがでしょうか。

図注) 新製品製造、旧製品廃棄・リサイクルにかかるエネルギー消費量は旧製品ライフサイクルの約10%と仮定してあります。単純化した比較であり、実際にはエネルギー単位、製品の使用頻度や使用環境などによっても比較条件が異なります。



施策の方向③ まちづくりや交通などの総合対策を進める

温室効果ガスの排出量が少ないまちを実現するため、省エネルギー性能の高い建築物の普及や化石燃料を消費する自動車の利用の抑制に努めます。

施策 まちづくりでの環境負荷を低減する

低炭素型のまちづくりを進めていくため、市民・事業者・行政はそれぞれ建築物の新築、改築などの機会を捉えて、省エネルギー性能が高い建築物の導入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●省エネルギー建築物の導入に努める	◎	◎	◎

施策 交通からの環境負荷を低減する

自動車の過度な利用による温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政はそれぞれ自転車や公共交通機関の利用に努めるとともに、自動車を利用する場合でもエコドライブなどできるだけ温室効果ガスの排出量を減らせるよう配慮します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●エコドライブに努める	◎	◎	◎
●自転車の利用に努める	◎	◎	◎
●自動車の利用を控える	◎	◎	◎
●物流運搬の効率化を進める		◎	◎
●公共交通機関を積極的に利用する	◎	◎	◎
●環境負荷低減に向けた交通システムについて調査研究する			◎

施策の方向④ 地球温暖化対策の総合的な方針を定め実施する

地球温暖化対策に市全体で取り組むため、総合的な方針のもと市民・事業者・行政が連携・協力して温暖化防止対策を進めます。

施策 市役所内の温暖化対策の方針を推進する

市役所での事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、行政は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、温暖化防止対策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を実践して、温暖化防止対策を進める			◎

施策 地域の温暖化対策の方針を策定し推進する

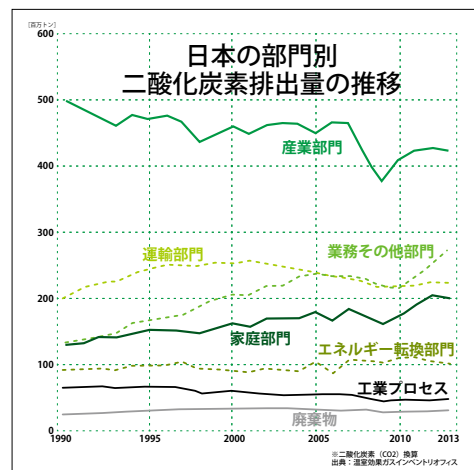
東久留米市として地球温暖化の防止に貢献していくため、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し、市内全域で計画的、総合的に温暖化防止対策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する			◎
●市内全域の温暖化防止対策を進める	◎	◎	◎
●地球温暖化による影響への対応を検討し、対策を進める	○	○	◎
●フロン排出対策法に基づく対策を行う		◎	◎

コラム8 温暖化対策の取組事例

温暖化対策に取り組む多くの企業では環境管理 ISO14001 を取得して毎年 PDCA を実施して対策を進めてきました。エネルギー利用の効率を高める取組を主として、冷暖房やエレベーター、照明等のこまめな節電はもとより、工場ではエネルギーの見える化により、休憩時等で設備が動いていない時間の待機電力を減らす等の無駄の排除や、装置が働くときだけエネルギーを使うよう動力を油圧から電気モーターに変える等の高効率な生産プロセスに変更しています。また天然ガスで電気とお湯をつくれる総合効率の高いコージェネレーション等の省エネ設備を導入することや新エネルギー、燃料転換などで毎年1%程度の温室効果ガス削減を進めてきています。

小売店や販売店などの小規模事業所でも環境家計簿を活用して同様のきめ細かな対策をしている例もあり、これらの取組は家庭の省エネにも通じることが多々あります。平成27年12月に締結されたパリ協定をもとに日本においては、業務部門や家庭部門における排出量削減を行っていくものとしています。私たちは家庭や学校などで更にきめ細かな温暖化対策を進める必要があります。



出典：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

3-5 個別目標5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める

施策の方向① ごみ排出量を抑制する

地球環境にやさしい循環型社会を実現するため、日々の暮らしや事業活動からのごみの発生を少なくするとともに、ごみを出す場合も資源化のために分別を徹底します。

施策 ごみの発生を少なくする

ごみの発生を少なくするため、市民・事業者・行政はそれぞれ不要な物を買わないなど減量化を工夫するとともに、行政はごみの減量に対する市民の意識を高めるため、家庭ごみの収集の有料化を検討します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●家庭ごみ・事業系ごみの減量化の工夫を行う	◎	◎	◎
●家庭ごみの有料化を検討する			◎
●食物残渣の発生抑制と再利用について調査研究する	◎	◎	◎
●生ごみ減量化処理機器の導入を進める	◎		◎
●購入段階からごみの排出を意識した行動を実践する	◎	◎	◎

施策 分別と適正処理を徹底する

最終的にごみとなる物を減らすため、市民・事業者・行政はそれぞれごみの分別の徹底に努めます。また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物を適正に処理します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●ごみの分別を徹底する	◎	◎	◎
●事業系廃棄物を適正に処理する		◎	○
●建設発生資材の有効利用と適正処理を行う		◎	◎

施策 意識啓発を行いごみ排出量抑制につなげる

行政はごみの減量化に向けた意識啓発に取り組むとともに、市民・事業者は、積極的に協力します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●ごみ排出削減についての情報提供を行う	○	○	◎
●不法投棄やポイ捨て防止活動を推進する	◎	◎	◎
●環境美化活動に参加する	◎	◎	◎

施策の方向② リユース・リサイクルを進める

地球環境にやさしい循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政はそれぞれごみを資源として捉える意識を高め、製品や資源としての有効利用を積極的に進めます。

施策 リユース・リサイクルを進める

リユース・リサイクルを進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれ資源物の回収に積極的に取り組むとともに、リサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●資源物回収活動を進める	◎	◎	◎
●リサイクル製品の購入を促進する	◎	◎	◎
●エコセメント化事業を進める			◎
●小型家電の回収を進める	◎		◎
●剪定枝等のリサイクルを推進する	○	◎	◎
●ごみ減量化・資源化協力店を増やす	○	◎	◎

コラム9 ごみの行方について (埋め立て量ゼロ)

多くの自治体では不燃ごみの埋め立て処理が行われています。東久留米市では不燃ごみを柳泉園組合で破碎し「燃やせるもの」「再資源化できるもの」に分類したのち、「燃やせるもの」は焼却炉で焼却、金属類など「再資源化できるもの」はリサイクルしています。可燃ごみ（不燃ごみから出た「燃やせるもの」も含む）は焼却炉で焼却し、その灰は日の出町にある二ツ塚処分場の「エコセメント化施設」において、セメント材料として全量資源化しています。この結果、東久留米市のごみは埋め立て処分を行っていません。

このように焼却灰についても有効活用を図っていますが、搬入量に応じて費用が掛かるため、引き続きごみ減量への取り組みが必要です。

3-6 個別目標6 健康で安心できる暮らしをつくる

施策の方向① 事業所や工場、施設等からの汚染を無くす

公害を防止するため、事業者は規制基準を遵守するほか、有害物質を取り扱う場合は環境や人への影響がないように配慮します。行政は市民の健康や生活環境を守るため、法律などにに基づき事業者への指導・監督を徹底します。

施策 事業所や工場、施設等からの大気汚染を防ぐ

大気汚染を防ぐため、事業者は汚染物質の排出基準を守るとともに、行政は必要に応じ立ち入り検査など排出抑制対策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●大気汚染物質の排出基準を守る		◎	◎
●柳泉園におけるダイオキシン類対策の適正管理を継続する			◎

施策 事業所や工場、施設等からの地下水や土壌の汚染を防ぐ

地下水や土壌の汚染を防ぐため、化学物質等を取り扱う全ての事業者は適正な取り扱いに努めるとともに、行政は指導・監督を徹底します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●化学物質等を適正に取り扱う		◎	◎
●【再掲】農薬や化学肥料を過剰に使用しない		◎	◎

施策 事業所や工場、施設等からの騒音・振動・悪臭の発生を抑制する

騒音・振動・悪臭の発生を防ぐため、事業者は、規制基準を遵守し、また、日々の事業活動において周辺への配慮に努めるとともに、行政は指導・監督を徹底します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●騒音・振動の規制基準を守る		◎	◎
●建設工事、飲食店などの騒音・振動・悪臭対策に努める		◎	◎

施策 化学物質について適切な情報を提供する

化学物質は製品として流通・消費される過程の中で環境中に排出されたり、人の体内に取り込まれたりすることがあるため、事業者・行政は市民に対して化学物質に関する情報を公表するほか、リスクについての適切な理解を促進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●化学物質に関する情報を収集し公表する	○	◎	◎
●化学物質についてのリスクを正しく理解する	○	◎	◎

施策の方向② 近隣からの公害を防ぐ

日常生活や事業活動が快適な生活環境を損なうなど近隣の迷惑になることを防止するため、市民・事業者は自主的に周辺への配慮に努めます。

施策 生活環境を保全し改善を進める

快適な生活環境を守るため、市民・事業者は日々の暮らしや事業活動において、生活環境に悪影響を与える行為・活動を抑制するとともに、行政は意識啓発のほか問題が生じた場合には積極的に関与し、改善に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●野焼きの原則禁止を守る	◎	◎	○
●生活での騒音や臭気の発生などに注意する	◎	◎	○
●ペットなど動物はルールを守った適正な飼育を行う	◎		○
●空き地、空き家の適正な管理を行う	◎	◎	○
●無用なアイドリングはやめる	◎	◎	◎

コラム10 空家問題

近年、管理が行き届いていない空家の近隣環境への影響が問題となっています。例えばそういった不適正管理の空家から草木が道路や隣家へはみ出し交通や近隣の住環境に支障を及ぼしたり、管理されないまま老朽化が進んで災害時の倒壊が危惧されたりしています。平成27年5月26日には空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。これを受け、東久留米市でも不適正管理空家の所有者等に対し適正管理の助言を進めています。

空家となる理由の多くは、所有者の死亡や入院・入所です。しかし、その後の空家の管理は所有者の親族が当事者となるため、親族間で話し合いがつかないなどの思わぬ問題が、空家の問題を生んでしまっていることもあります。空家の近隣への悪影響を未然に防止するためにも、所有者やご親族の方で空家となった時のことについて、事前に決めておくことは重要と言えるでしょう。



空家の庭を農園として活用（氷川台）

施策の方向③ 公害を抑止する活動を進める

公害の発生や被害の拡大を防止するため、市民・事業者・行政が協力して環境の監視活動に取り組むとともに、広域的な対策や新たな公害に関する情報を収集します。

施策 公害の監視体制を充実する

公害の防止は環境の監視活動が必要なため、市民・事業者・行政はそれぞれ継続的な監視を行うとともに、行政は広域的に発生する公害や新たな公害にも対応します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●各種公害の監視を行う	◎	◎	◎
●都や近隣市と連携して環境調査を継続的に実施・公表する			◎
●新たな公害（放射性物質・PM2.5など）の情報を収集し公表する	○	○	◎

施策 公害の発生を防ぐ活動を行う

公害の発生を未然に防ぐため、行政は関係機関と連携して広域的な範囲で防止するとともに、公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識を高めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●都や近隣市と連携して公害に対する改善対策を行う			◎
●公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識啓発につなげる	○	○	◎

施策の方向④ 自動車の公害対策を進める

自動車は日々の暮らしや事業活動を支える移動手段である一方、排出されるガスの中には人や生活環境に悪影響を及ぼす物質が含まれているため、市民・事業者・行政は汚染物質の排出が少ない自動車の普及を積極的に進めるなど自動車の公害対策に取り組みます。

施策 車からの汚染ガス排出を減らす

自動車の走行に伴い排出される汚染ガスを削減するため、市民・事業者・行政は低排出ガス車を積極的に採用するとともに、不要な自動車の利用を控えるなどの配慮をします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●低排出ガス車の購入を進める	◎	◎	◎
●建設機械等の低排出ガス対応を進める		◎	◎
●【再掲】自動車の利用を控える	◎	◎	◎
●【再掲】エコドライブに努める	◎	◎	◎

基本方針3

みんなで取り組む環境のまち

3-7 個別目標7 環境について学び、活動につなげる

施策の方向① 環境情報を共有し活動につなげる

市民・事業者・行政の協力・連携の輪を広げていくため、環境情報や活動の共有を通じて、連携と相互理解を深めます。

施策 環境情報を発信し共有する

市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、それぞれの主体の間で互いが持っている情報を共有するとともに、行政は図書館など地域の学習拠点において、環境に関する資料を充実します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地球環境問題や市の環境に関する情報などを整理して分かりやすく伝える	◎		◎
●市民・事業者の環境活動を把握し、広く紹介する	◎	◎	◎
●市立図書館、学校図書館では、環境に関する資料の紹介と充実を図る。	○	○	◎

施策 環境年次報告書を作成し環境活動の向上を図る

環境基本計画に基づいて市民・事業者・行政が効果的に各種活動を展開する上では、計画の進捗評価が必要なため、行政は市民・事業者の協力のもと環境年次報告書「かんきょう東久留米」を毎年発行し、各主体が内容を共有した上で環境活動を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境年次報告書として「かんきょう東久留米」を作成し、環境基本計画の進捗評価を行う	○	○	◎
●進捗評価に基づき、環境活動をさらに進める	◎	◎	◎

施策の方向② 学校や職場での環境学習を進める

水と緑に象徴される本市の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、環境教育を学校教育に積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が連携・協力しながら実践します。

施策 学校での環境学習の機会を作る

次代の東久留米市を担う子どもたちが市内の水や緑といった地域の環境資産を受け継ぐ上では、環境に対する正しい理解を持つことが必要なため、行政は学校教育の現場において環境教育を積極的に取り入れるとともに、市民・事業者は講師の派遣などに協力します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「かんきょう東久留米子ども版」等を通じて、環境に関する理解を深める			◎
●市内の自然環境・環境施設などを体験学習に活用できるよう体制を整備する	○	○	◎
●環境教育、環境学習を市民・事業者と協働で推進する	◎	◎	◎
●環境教育を積極的に取り入れる			◎

施策 職場での環境学習の機会を作る

事業者は企業市民として環境面から地域社会に貢献するため、職員の環境意識の向上に努めるとともに、企業活動を通じて地域の環境活動に積極的に協力します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境研修を実施し、職員の環境に関する理解を深める		◎	
●企業活動を通じて環境への理解を深める		◎	

施策の方向③ 地域社会を通じて環境学習を進める

地域社会全体で環境に対する意識を高めるとともに、地域社会での環境活動を活発にしていくため、地域社会を通じて環境学習を進めます。

施策 環境を学ぶ機会を増やす

市民が環境を学ぶ機会に参加しやすくするため、市民・事業者・行政は連携・協力して講座やイベントなど多様な環境学習の機会を増やします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●多くの市民が参加しやすい環境に関する講座やイベントを企画・実施する	◎	○	◎
●環境に関する講座やイベントに積極的に参加する	◎	◎	
●観察会などを通じて、市内の自然を体感する	◎		◎
●地域の施設の見学会などを通じて、環境への取り組みを学ぶ	◎	○	◎

コラム11 地域の資源を活かした環境学習

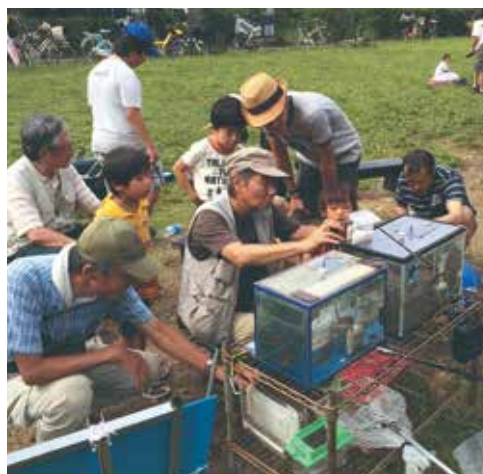
東久留米市には豊かな地域の資源（自然、文献、人）が存在し、環境学習に活かされています。地域基盤で、地域の人びとのつながりをとおして、子どもから大人まで環境について学びことができます。例えば、落合川、黒目川、南沢湧水群など、直接自然にふれながら体験的に学ぶ場があります。また、図書館や郷土資料室には東久留米の自然、川、水、みどりに関する文献や資料が豊富にあり、見たり読んだりして学ぶことができます。そして、小・中、高校などの学校や生涯学習施設などにおいても環境学習が実施されています。これらは環境にかかわる活動を行っている市民、団体の協力・協働のもとに成り立っています。市民の参加によって、環境についての学習活動はさらに広がり充実してきたのです。つまり、東久留米市には豊かな自然があるだけでなく、それを維持し継承し伝えていこうとする地域の人びとが生きているのです。その活動を記録し蓄積し後世に残そうとする歴史があるのです。



図書館での展示



家族で農業体験



川の生きもの学習

3-8 個別目標8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

施策の方向① 環境活動のすそ野を広げ、高める

市民や事業者の環境活動のすそ野を広げていくため、市民・事業者・行政は、連携・協力しながら、活動の担い手となる人材・組織の育成に努め、市民活動を活発にします。

施策 環境活動に取り組む人を増やす

市民・事業者・行政の連携による環境活動を活発にしていくためには、活動の担い手を増やしていくことが必要なため、市民・事業者は積極的に活動を担う人材の発掘、育成を行うとともに、行政は市民、事業者の取り組みを支援します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境学習・環境教育の担い手となる人材を育成する	◎	◎	○
●市民活動の担い手となる環境リーダーを養成する	◎		○
●環境活動にボランティアとして積極的に参加する	◎	◎	○
●多様な世代が参加しやすい仕組みをつくる	◎		◎

施策 市民活動を支援する

市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、行政は市民活動に対する支援を行うとともに、市民・事業者・行政は連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動を盛んにします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援する	○	○	◎
●市民環境会議の参加者を増やし、連携を密にし、活動を盛んにする	◎	◎	◎

コラム12 市民による多彩な環境活動

訪れた人から「東京とは思えない！」と驚かれるほど湧き水と清流、みどりに恵まれた風景ですが、そこには必ず自然に親しみ憩う人々、そして清掃や雑木林などの手入れ、公園づくりに精を出す人々の姿が見られます。

河床からの豊かな湧き水に稀少な水草が揺れ、ホトケドジョウやアユも泳ぐ清流がドブ川から甦ったことには、下水道整備だけでなく、市民の地道な活動や働きかけが大きな役割を果たしました。「落合川と南沢湧水群」が都内で唯一「平成の名水百選」に選定されたのも、こうした地域住民等による主体的でたゆまない保全活動が高く評価されたからです。

現在市民による環境団体は50を越え、その活動は水とみどり関係だけでも、湧水や川の流量・鳥や生き物・井戸水位などの調査、清掃や落ち葉掃き・枝打ち・下草刈りなどの維持・管理、湧水ウォークラリーや川体験・水辺の生き物に触れ合う体験学習、畑での農業体験、観察会、学校等での出前環境教育、学習会やシンポジウム開催など、多岐にわたっています。また、市民からの提案で実現した親水護岸やハーフメイドの公園では、子どもたちの体験学習や水辺を活かした自然的公園づくり・学びの場を展開しています。

環境フェスティバルでは、ゴミ減量やリサイクル、省エネ、放射線、自然エネルギーなど暮らしの問題に取り組んでいる団体・企業等も含めて一同に会し、活動紹介に努めています。みんなで楽しく充実した環境・エコライフに取り組んでみませんか。



子どもたちの農業体験



竹林の管理



学校での環境学習



湧水の学習

施策の方向② 連携を深めてみんなで取り組む

市民・事業者の積極的な参加・連携による環境活動を展開していくため、協働による環境活動の仕組みを作るとともに、市域を越えた環境課題に対応するため、広域連携による取り組みを進めます。

施策 協働体制の仕組みを作り、促進する

市民・事業者・行政の協働体制を強化するため、それぞれの役割分担を明確にした推進体制を作るとともに、行政は市民・事業者との連携・協力のもと活動を担う人材や団体に関する情報を蓄積し各主体で共有します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●市民・事業者・行政が協働で東久留米市の環境に取り組む仕組みや推進体制をつくる	◎	◎	◎
●学校や職場で環境教育を担える人材のデータベース化を進め講師派遣に活用する	○	○	◎
●市民の環境活動の実態を把握し、ネットワーク化を図る	○	○	◎

施策 都・近隣市との連携を進める

水循環をはじめとして広域的な環境課題に対応していくため、行政は都や近隣市との連携を進めるとともに、市民も近隣市の市民活動団体同士で連携・交流するなど東久留米市の枠を超えた市民活動に取り組めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●多摩六都をはじめ近隣市との積極的な交流を通じて、相互の理解を深める	◎		◎

第4章

今後期間内に強化する主な施策

第3章で示した個々の取り組みは、今後着実に進めますが、第二次環境基本計画の個々の取り組みの中で、国等の動向を踏まえた個別の計画や具体的な仕組み作りが必要な施策を「今後期間内に強化する主な施策」として示します。

-
- 4-1 東久留米市地球温暖化対策地方公共団体
実行計画（区域施策編）の策定と実行
 - 4-2 生物多様性地域戦略の策定と推進
 - 4-3 水循環保全対策の実施
 - 4-4 緑地保全計画に基づく緑地の確保
 - 4-5 協働の仕組みづくりと運営

4-1 東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定と実行

個別目標4	施策の方向	④地球温暖化対策の総合的な方針を定め実施する
	施策	地球温暖化対策の方針を策定し推進する
	取り組み	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定する

東久留米市は、東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)を定め、庁舎施設における温室効果ガスの排出削減に努めてきましたが、新たな国の方針を受け、今後、市全体の温室効果ガス削減に向けた、総合的な対策を計画的に進めるため、計画の期間内に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいた「東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを実行します。

■東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)(仮称)に定めるべき内容(ただし、今後の国等の動向を見定めながら策定します)

1. 計画の位置づけ

- 環境基本計画の関連計画に位置づけ(環境基本計画と整合を図る)
- 計画の策定にあたっては、市民・事業者・行政が連携して取り組む体制を構築

2. 計画策定の前提条件

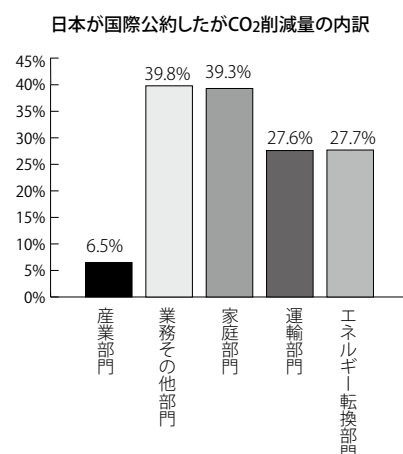
- 策定内容: 国の「地球温暖化対策計画」を踏まえる
- 計画期間: 日本の国際公約である2030年を目標
- 対象分野: 市内全域の家庭、産業、運輸、業務その他部門からの温室効果ガス排出量
- 実施主体: 市民・事業者・行政

3. 計画の内容

- 目的
- 温室効果ガスの削減目標
- 市民・事業者・行政の協働による温暖化対策
- 計画の推進と進行管理の体制

【温室効果ガス削減に向けた日本の国際公約】

- 日本は、温室効果ガスを2030年度に26%削減(13年度比)する目標を決定しました。
- この目標は、家庭部門、業務その他部門で約40%のCO₂排出量を削減することが前提となっており、全国の各自治体が計画的、総合的に対策を進めることが不可欠と言えます。



4-2 生物多様性地域戦略の策定と推進

個別目標3	施策の方向	①生きものの生息・生育環境を保全し回復・創出する
	施策	生きものの生息・生育環境を大切に保全する
	取り組み	生物多様性を維持し高める計画を策定する

東久留米市は、絶滅危惧種を含む多様な生きものが生息しており、市民や東京都による生きもの調査が行われてきましたが、その取りまとめや調査に基づく保全施策は十分ではありません。今後、生物多様性の保全に向けた、総合的な対策を計画的に進めるため、計画の期間内に「生物多様性基本法」に基づいた「東久留米市生物多様性戦略」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって多様な生物とその生息空間を保全します。

■東久留米市生物多様性地域戦略に定めるべき内容

1. 計画の位置づけ

- 本計画は、環境基本計画並びに緑の基本計画の関連計画に位置づけ(両計画と整合を図る)
- 計画の策定にあたっては、市民・事業者・行政が連携して取り組む体制を構築

2. 計画策定の前提条件

- 策定内容：環境省「生物多様性国家戦略」を踏まえる
- 計画期間：国の目標(短期目標おおむね10年後、長期目標2050年)などを参考に設定
- 計画対象：地域固有の生態系、生物種など
- 実施主体：市民・事業者・行政

3. 計画の内容

- 目的(生物種、市民の意識など)
- 対象区域、目標
- 市民・事業者・行政による協働の施策、行動計画
- 計画の推進と進行管理の体制



イチリンソウ

【生物多様性地域戦略の意義・メリット】

- 生物多様性地域戦略は、単なる自然環境施策の計画ではありません。
- 地域戦略の策定を通して、地域資源を再発見し、それを活かした地域づくり、それを支える人々のネットワークづくりを実現できる可能性を持っています。



ジャコウアゲハ(オス)



アゲハの幼虫

(参考：日本自然保護協会ホームページより抜粋)

4-3 水循環保全対策の実施

- 個別目標1 施策の方向 ②健全な水循環を回復し、維持する
施 策 流域の水循環を保全する
取 り 組 み 国・都や近隣市と連携して水循環保全対策を促進する

東久留米市は、「湧水・清流保全都市宣言」に象徴される水と緑の環境保全に力を入れてきましたが、新たな国の方針を受け、今後、流域単位での対策を進めるため、国や東京都の動向を見定めるとともに、近隣市との連携を強化しながら、水循環の実態把握や保全対策を検討し、水と緑と生きもののさらなる保全につなげます。

■流域での水循環保全対策のイメージ

- 【これまで】・地下水に関しては、地盤沈下防止のための取水規制が中心
・地下水の実態が明確でなく、適正な利用に支障

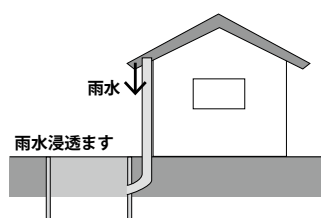
- 【これから】・地域の関係者が協議・連携して横断的な取り組みを決定

例) 基礎データの共有化、地下水の実態把握、取水目標、地下水のバランスある利用と保全のルールなど

樹林地の保全・管理



雨水の地下浸透



持続可能な地下水の保全と利用

湧水・流量調査



地下水の実態把握



4-4 緑地保全計画に基づく緑地の確保

個別目標2	施策の方向	①樹林地・樹木を保全する
	施策	樹林地を保全する
	取り組み	緑地保全計画に基づく緑地の確保を行う

東久留米市は、市内の貴重な雑木林や農地、屋敷林、樹林地などの減少に歯止めがかかっていない状況が続いているため、計画の期間内に「緑地保全計画」に基づき、市内の緑の形成に重要な土地の公有地化などを進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、緑の保全と活用を図り、水と緑と生きものの保全につなげます。

■緑地保全計画の概要

1. 背景と目的

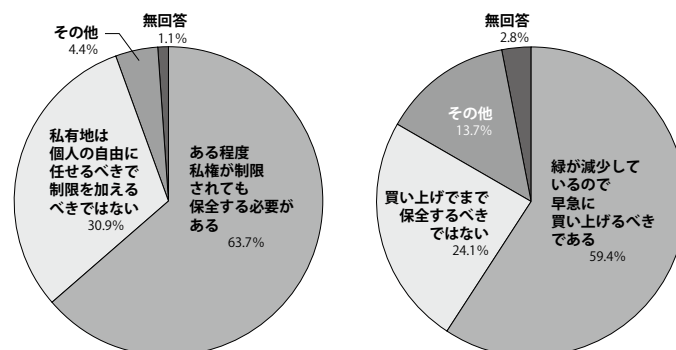
- 公有地として保全されている樹林がある一方、市民が所有する樹林も市内の水と緑の拠点の形成に重要な役割を担っている
- 民有の樹林地については、重要度等から保全すべき価値の高い場所を抽出して、優先的に保全していくことが必要
- 今後、東久留米市として優先的に確保すべき樹林とその手法を検討

2. 対象となる樹林

- 「緑の基本計画」の水と緑の拠点内にあるまとまった民有の樹林のうち、以下の樹林を対象
 - ▶公園等の公的な緑地と隣接するまとまりのある樹林
 - ▶黒目川上流域親水化事業区域内のまとまりのある樹林
 - ▶面積の大小に関わらず、既に市民緑地、森の広場、保存樹林に指定されている樹林
- 上記の条件を充たす樹林に隣接する農地で、樹林と一体となって武蔵野の風景を形成するなど、特に保全の必要性が認められる場合には、当該農地の区域も検討対象

【樹林地の確保に対する市民意識】

平成23年度に市が実施した「緑と水に関する市民アンケート調査結果」では、私有地の樹木・樹林の保全に対して、規制をかけることや公有地化することについて、多くの市民が賛同しています。

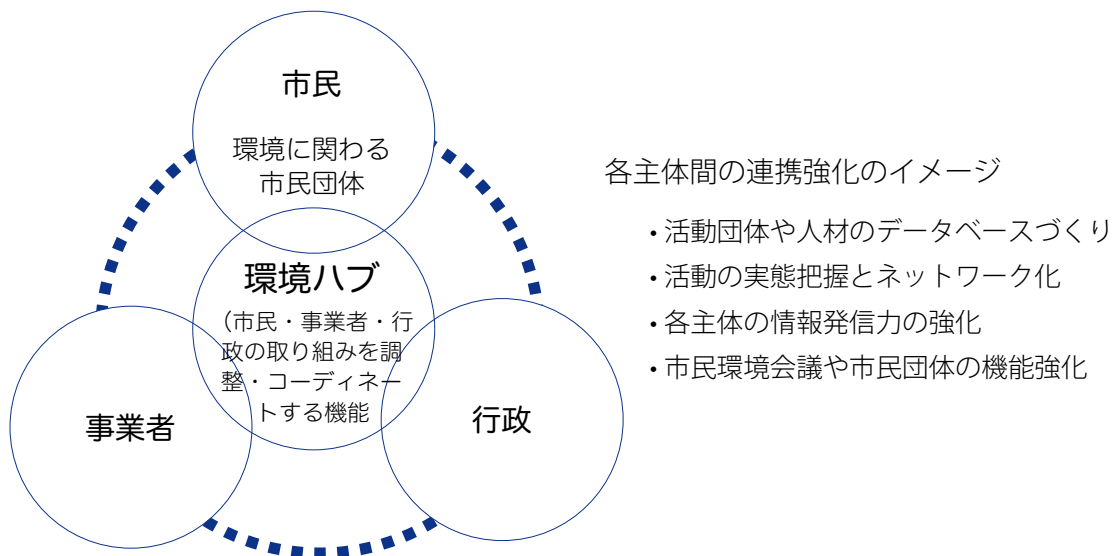


4-5 協働の仕組みづくりと運営

個別目標8	施策の方向	②連携を深めてみんなで取り組む
	施策	協働体制の仕組みを作り、促進する
	取り組み	市民・事業者・行政が協働で東久留米市の環境に取り組む仕組みや推進体制を作る

環境の保全・回復・創出にあたっては、地球温暖化対策や生物多様性の保全、水循環の健全化など、市民・事業者・行政の協働による取り組みがいつそう求められてきており、そのためにも市民・事業者・行政をつなぐ「ハブ（中核）」的な機能の充実が必要です。計画期間内においては、市民・事業者・行政による協働の取り組みを検証し、これまで以上に取り組みを推進するとともに、各主体間の連携を強化します。そのために市民活動団体や市民環境会議の機能強化を図るとともに、「環境ハブ」づくりなどの方策を検討します。

■協働の仕組みの強化と運営のイメージ



<環境ハブとして機能する組織の事例：小金井市環境市民会議>

位置づけ	・小金井市環境基本条例（H15.7 施行）に基づき設立（H16.9）
役割	・環境活動の実施主体 ・環境活動のコーディネーター ・環境情報センター（情報収集・発信） ・市長への提案機関
組織	・役員：代表、副代表、会計、監査 ・運営事務局：事務局長、WEBメディア担当 ・運営委員：4名 ・部会：（緑）調査、環境学習、地下水測定、ごみ、まちづくり
連携法人	・NPO 法人 こがねい環境ネットワーク：小金井市環境市民会議を母体として、環境啓発や環境活動の普及推進など、様々な活動を展開するため、2014 年度に設立。NPO として自主的財源確保のうえ、常勤スタッフ雇用。

第5章

計画の推進

5-1 推進体制

5-2 進行管理

5-3 点検評価

5-1 推進体制

「将来の環境像」の実現に向けて、この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

東久留米市長

東久留米市長は、環境基本計画を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から環境基本計画に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。また、環境審議会は、環境基本計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、環境基本計画の実現に向けた市民・事業者・行政の協働による取り組みの実施・推進組織であり、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

東久留米市庁内環境委員会

東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、環境基本計画の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、環境基本計画の進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

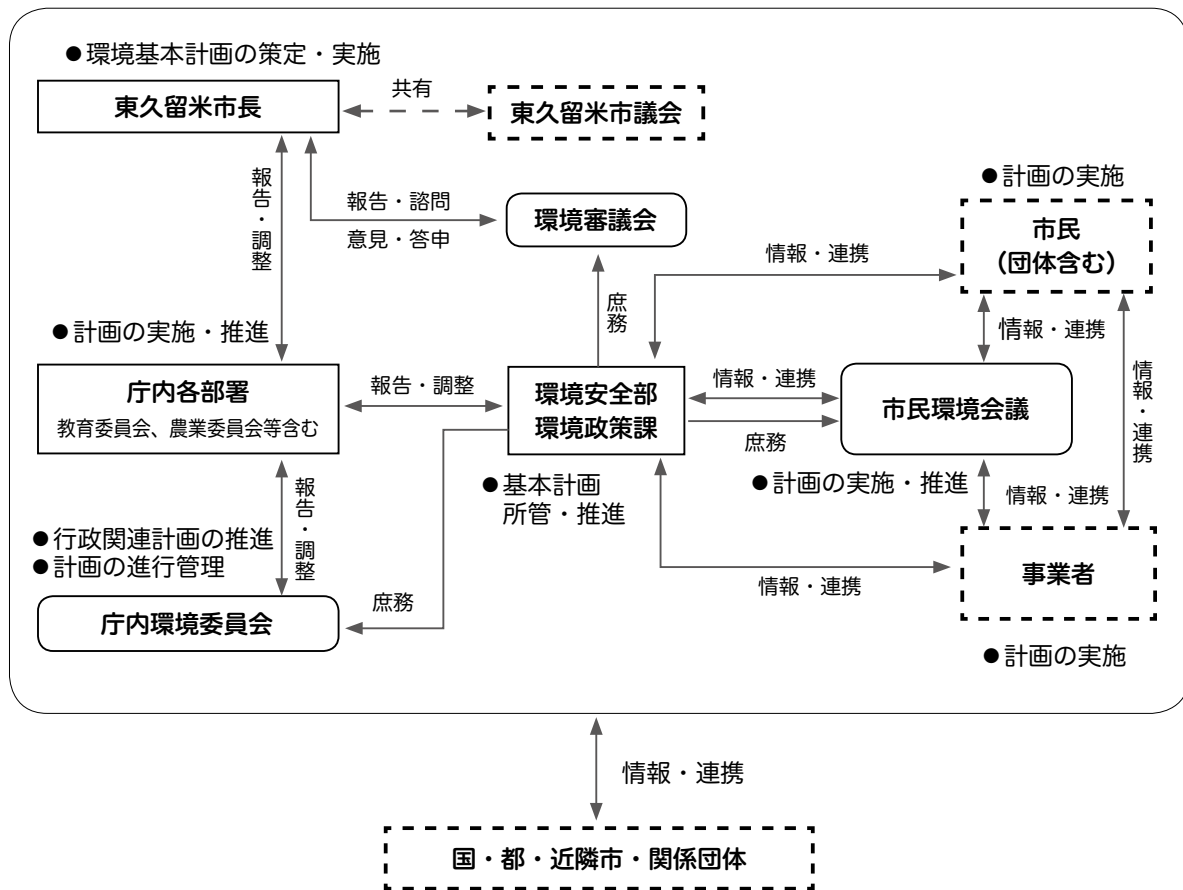
庁内各部署

庁内の各部署は、環境基本計画に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、環境基本計画を推進します。

■東久留米市環境基本計画の推進体制

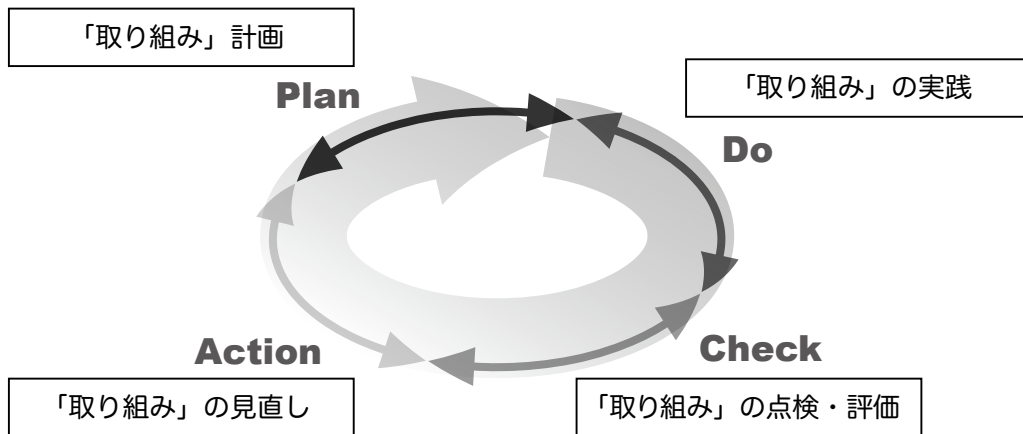


5-2 進行管理

進行管理の基本的な流れ

この計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入します。

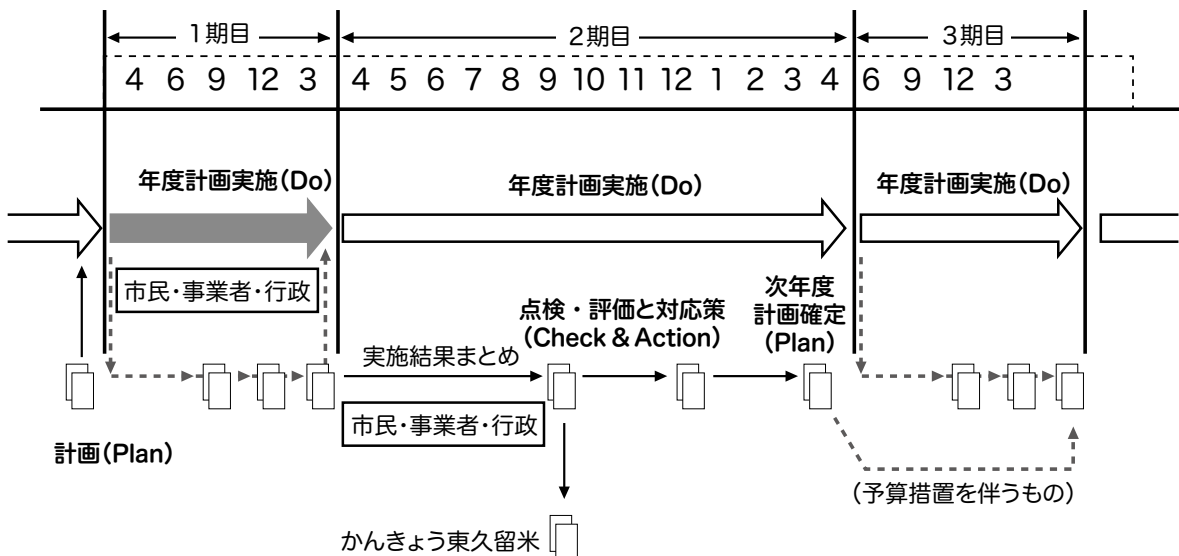
進行管理の仕組みは、P（Plan：計画）→D（Do：実践）→C（Check：点検・評価）→A（Action：見直し）といった「PDCAサイクル」を基本とします。



PDCAの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。

具体的には、前年度の施策・事業の実施結果を年度の前半にとりまとめ、その結果を基に環境審議会が点検・評価（必要に応じ見直し等を意見）し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。



5-3 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、「かんきょう東久留米」において環境の側面からの点検評価を行います。

下記の個別目標ごとの点検評価項目(代表指標)に加え、個別目標ごとの取り組み状況(補助指標)を毎年度点検します。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況进行评估します。

目標		点検評価項目 (代表指標)
基本方針1 水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち		
個別目標1	湧水や河川を守り活かす	<ul style="list-style-type: none"> ● 東久留米市の良さ(水と緑)を知っている市民の割合 ● 河川水量 ● 河川BOD測定値 ● 代表的な地点の地下水位の平均
個別目標2	緑を守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑被率(雑木林・草地・農地) ● 畑面積 ● 緑を基本とした景観が保全されていると感じている市民の割合
個別目標3	多様な生きものを守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物種・外来生物種把握数
基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち		
個別目標4	地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス排出量 ● FIT 認定量(国の再生可能エネルギー認定量) ● 自動車由来の温室効果ガス排出量
個別目標5	ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ排出量 ● リサイクル率
個別目標6	健康で安心できる暮らしをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般環境大気測定局データ ● 地下水有機塩素化合物調査結果 ● 道路交通騒音振動調査結果 ● 一般苦情総件数 ● 苦情発生件数(全体) ● 排出ガス測定結果(NOX・SPM)
基本方針3 みんなで取り組む環境のまち		
個別目標7	環境について学び、活動につなげる	<ul style="list-style-type: none"> ● 東久留米市の良さ(水と緑)を知っている市民の割合 ● 学校での環境学習の実施状況 ● 環境イベント開催数 ● 環境イベント参加者数
個別目標8	より良い環境を目指してみんなで取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境関連団体の登録者数 ● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合 ● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合 ● 環境の保全に気をつけている市民の割合

資料編

- 資料—1 東久留米市環境基本条例
- 資料—2 湧水・清流保全都市宣言
- 資料—3 東久留米市環境審議会委員名簿
- 資料—4 東久留米市環境基本計画検討部会部会委員名簿
- 資料—5 東久留米市環境審議会規則
- 資料—6 環境基本計画検討部会運営要領
- 資料—7 計画策定の経緯
- 資料—8 諮問・答申
- 資料—9 環境に関わる国・都の動き
- 資料—10 関連計画の概要
- 資料—11 第一次計画と第二次計画の体系の比較
- 資料—12 用語解説

資料－１ 東久留米市環境基本条例

平成 16 年 3 月 31 日条例第 3 号

目次 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 環境基本計画等（第 7 条・第 8 条）
- 第 3 章 環境保全施策の推進（第 9 条－第 19 条）
- 第 4 章 東久留米市環境審議会（第 20 条）
- 第 5 章 雑則（第 21 条）

付則

私たちは、豊かで便利な暮らしを享受する一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、廃棄することにより自然環境を犠牲としています。その結果、地球の温暖化をはじめとする人類存続の基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしていることに気がつきました。今は、そのことが世界の共通認識となっています。

東久留米市には、南沢の湧水群をはじめとして豊かな清流があり、その恵みに支えられて古代から人々の暮らしが営まれてきました。しかし、命を育んできた湧水と清流は、急激な都市化によって悪臭を放つまでに汚染され、川から生き物の姿が消えてしまう時代がありました。そして、その後の環境改善の取組によって水質はよみがえり、水辺には再び多くの生き物が見られるまでになりました。

私たちはわずか三十年余りの間に、人間社会による環境破壊のすさまじさと、それを克服できる人間の英知とを知りました。今、清らかな湧水とみどりにふれるとき、私たちの都市生活と自然環境との共生の必要性を強く感じます。

私たちには、歴史とともに生き続けた東久留米市の恵み豊かな環境を、今の時代で絶やすことなく、次世代に引き継ぐ責任があります。このまちの環境への取組は、そのまま地球環境の保全につながると確信しています。

東久留米市の環境保全について、市民・事業者及び市が協調し合い、総合的・計画的に進めることによって、環境への負荷が少なく、人と自然が共生することができる良好な環境づくりを進めるため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、東久留米市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これら環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を計る上で支障の原因となるおそれがあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全等を図る上での支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が快適な生活を営む良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的とし、市、市民、事業者等、すべての者の積極的な取組によって行われ

なければならない。

(市の責務)

第4条 市は環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水（湧水等）、緑（緑地等）、土壌、動植物等からなる自然環境に関すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいと、良好な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全等に関すること。
- (6) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、率先して環境の保全等を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努め、環境の保全等に努めるとともに、市が推進する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、かつ自然環境の保全等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、市及び地域社会に協力し、積極的に環境の保全等に努めなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東久留米市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関し、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 配慮指針
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東久留米市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときには、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の保全のための配慮及び措置)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画と整合させるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境保全施策の推進

(報告書)

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(資源の循環的利用等)

第10条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなくてはならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が推進されるよう努めるものとする。

(環境の監視と体制の整備)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(情報の提供等)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の保全等に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者等の権利及び利益の保護に配慮し、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者等が環境の保全等について理解を深め、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実等、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の支援)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらのもので構成される民間団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の評価)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、その進捗状況を必要に応じて評価するように努めるものとする。

(環境影響評価)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適切な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価す

るための必要な措置を講ずることができるものとする。

(国等との協力)

第 17 条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全等の推進)

第 18 条 市は、国等と連携して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(湧水及び緑の保全の推進)

第 19 条 市は、湧水及び緑の持つ多面的な機能を重視し、人と湧水及び緑とのふれあいを確保するため、湧水及び緑の保全の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 東久留米市環境審議会

(環境審議会)

第 20 条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全等の施策に関する基本的事項
- (3) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項

3 審議会は、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(東久留米市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬および費用弁償に関する条例の一部
改正)

2 東久留米市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬および費用弁償に関する条例（昭和
31 年条例第 55 号）の一部を次のように改
正する。

別表中「緑化審議会」を「環境審議会」に
改める。

(東久留米市のみどりに関する条例の一部改
正)

3 東久留米市のみどりに関する条例（昭和
47 年東久留米市条例第 34 号）の一部を次
のように改正する。

第 2 条第 2 項中「東久留米市緑化審議会」
を「東久留米市環境基本条例（平成 16 年
東久留米市条例第 3 号）第 20 条に規定す
る東久留米市環境審議会」に、「はかり」
を「諮り」に改める。

第 23 条を削る。

第 4 章を削る。

第 5 章中第 29 条を第 23 条とし、同章
を第 4 章とする。

資料－２ 湧水・清流保全都市宣言

私たちのまち東久留米市には、黒目川・落合川・立野川を代表とする、湧き水による幾筋もの川があります。縄文の時代より人々はこの清き水に集い、やがてむらやまちがつくられ、暮らしが営まれてきました。

時は移り、都市化と生活様式の変化により、みどりや湧き水が減り、川が汚れた時期もありました。しかし、人々の努力によりその流れを絶やすことなく、清らかさを取り戻した湧き水の流れは清流に集まる生き物を育み、市民に潤いと安らぎを与えるとともにもちの象徴にもなっています。

東京で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた川が流れる東久留米市で暮らす私たちは、まちを潤す湧水と清流を誇りとしています。私たちは、このすばらしい環境を次の世代によりよいかたちで引き継いでいくために、樹林や農地のみどりなどが、地下水を豊かにし、湧き水と多くの生き物の命を育てている仕組みを大切にして、今後も市民・事業者・行政が力を合わせて湧水と清流の保全に取り組んでいくことを宣言します。

2011年（平成23年）6月11日

資料－3 東久留米市環境審議会委員名簿

資料

任期：平成26年8月25日から平成28年8月24日まで

構成	氏名	所属・住所	備考
学識経験者 4名以内	オオヤマ フニオ 大山 久仁夫	東久留米市 農業委員会委員	
	シゲトウ ヨコ 重藤 さわ子	東京工業大学 グローバルリーダー教育院 特任准教授	職務代理者
	スギハラ ヒロヤス 杉原 弘恭	自由学園 最高学部 特任教授	会長
	ミヤガワ マサタカ 宮川 正孝	元東京都庁職員	
公募市民 5名以内	タカダ シンイチ 高田 眞一	小山一丁目	27年11月11日まで
	タハラ ノリコ 田原 悟子	滝山六丁目	
	ヒカワ コウイチ 樋川 紘一	南沢二丁目	
	ミトベ ケイチ 水戸部 啓一	氷川台一丁目	
	ミマ コウコ 三間 優子	氷川台二丁目	
事業者 2名以内	スズキ モトシ 鈴木 基司	カ・コーライストジ ヲパソノ 09 カツ株式会社 多摩工場	27年10月15日まで
	ソウ トモユキ 宗 友之	カ・コーライストジ ヲパソノ 09 カツ株式会社 多摩工場	27年10月16日から
	ヤマモト タダシ 山本 直	イオンモール東久留米店	
環境保全等に関する 行政機関の職員 1名	ウメムラ キヨシ 梅村 清	東京都環境局 多摩環境事務所	

資料－４ 東久留米市環境基本計画検討部会委員名簿

構成	氏名	所 属 ・ 住 所	備考
環境審議会	シゲトウ 重藤 さわ子 ^コ	東京工業大学 グローバルリーダー教育院 特任准教授	部会長
	ミトベ 水戸部 啓一 ^{ケイチ}	氷川台一丁目	副部会長
市民 環境会議	イシカワ 石川 勝一 ^{カツイチ}	弥生一丁目	27年8月20日まで
	トミフク 豊福 正己 ^{マサミ}	野火止三丁目	
	タナカ 田中 直子 ^{ナオコ}	小山五丁目	
	ヨネムラ 米村 ひみ子 ^{ヒミコ}	本町一丁目	27年8月21日から
庁内 環境委員会	エンドウ 遠藤 毅彦 ^{タケヒコ}	教育部教育総務課長	
	ハヤシ 林 幸雄 ^{ユキオ}	教育部総務課長	27年4月21日まで
	コイズミ 小泉 勝巳 ^{カツミ}	都市建設部管理課長	27年4月22日から

資料－５ 東久留米市環境審議会規則

資料

平成 16 年 3 月 31 日規則第 15 号
改正 平成 20 年 3 月 26 日規則第 27 号
平成 27 年 6 月 8 日規則第 53 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東久留米市環境基本条例（平成 16 年東久留米市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 20 条第 5 項の規定に基づき、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者等 4 人以内
- (2) 市民 5 人以内
- (3) 事業者 2 人以内
- (4) 環境関係行政機関の職員 1 人

(会長及び職務代理者)

第 3 条 審議会に会長及び職務代理者を置く。
2 会長は、前条に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 職務代理者は、あらかじめ委員の中より会長が指名する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 会長は、審議会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 27 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 27 年 6 月 8 日規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料－ 6 環境基本計画検討部会運営要領

(設置)

第1 東久留米市環境基本計画（平成18年4月策定、平成25年1月中間見直し）の計画期間満了に伴い、東久留米市環境基本条例第7条第1項及び第2項の規定に基づき、「(仮称) 東久留米市第二次環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）の検討を行うため、東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）に東久留米市環境基本計画検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を審議会に報告する。

- (1) 第二次計画の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから東久留米市長が委嘱する。

- (1) 審議会委員 2名以内
- (2) 東久留米市市民環境会議委員 4名以内
- (3) 東久留米市庁内環境委員会委員 2名以内

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長が決する。
- 4 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。但し、第3に規定する委員のうち、東久留米市庁内環境委員会委員の者には、支給しない。

(庶務)

第8 部会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営において必要な事項は、部会長が定める。

付 則

- 1 この要領は、平成26年10月28日から施行する。
- 2 この要領は、第2の規定による報告をもって廃止する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

資料－ 7 計画策定の経緯

■ 環境審議会

【平成 26 年度】

- 9 月 24 日 第 1 回環境審議会 「東久留米市第二次環境基本計画」の策定について（諮問）」
- 1 月 23 日 第 2 回環境審議会 「中間見直しを踏まえ、変化点と課題検討」
- 3 月 27 日 第 3 回環境審議会 「編集方針の検討・骨子案（基本目標・個別目標）決定」

【平成 27 年度】

- 8 月 6 日 第 1 回環境審議会 「主な施策取組みの決定、第 1 次素案の確認、現計画・関連計画の検討」
- 10 月 16 日 第 2 回環境審議会 「環境基本計画のあり方（素案その 2）の検討」
- 11 月 9 日 第 3 回環境審議会 「第 2 次環境基本計画素案の検討」
- 1 月 22 日 第 4 回環境審議会 「パブリックコメント結果を反映した最終案のまとめ」
- 2 月 29 日 「東久留米市第二次環境基本計画」の策定について（答申）」

■ 庁内環境委員会

【平成 26 年度】

- 3 月 24 日 第 2 回庁内環境委員会 「環境基本計画改定作業の進捗について」

【平成 27 年度】

- 8 月 4 日 第 1 回庁内環境委員会 「東久留米市環境基本計画の改定について」
- 11 月 11 日 第 2 回庁内環境委員会 「東久留米市環境基本計画の改定について」
- 1 月 18 日 第 3 回庁内環境委員会 「東久留米市環境基本計画の改定について」

■ 環境基本計画検討部会

【平成 26 年度】

- 10 月 28 日 第 1 回検討部会 「策定方針と調査方針決定」
- 11 月 25 日 第 2 回検討部会 「中間見直しを踏まえ、変化点と課題検討」
- 12 月 24 日 第 3 回検討部会 同上
- 1 月 27 日 第 4 回検討部会 「基本目標の追加・変更項目案決定」
- 2 月 24 日 第 5 回検討部会 「編集方針の検討・骨子案（基本目標・個別目標）決定」

【平成 27 年度】

- 4 月 14 日 検討部会作業部会 「施策の方向・主な施策・取組み・全体構成・点検評価の検討」
- 4 月 22 日 第 6 回検討部会 同上
- 5 月 13 日 検討部会作業部会 同上
- 5 月 22 日 検討部会作業部会 同上
- 6 月 2 日 第 7 回検討部会 同上
- 7 月 15 日 第 8 回検討部会 「主な施策取組みの決定、第 1 次素案の確認、現計画・関連計画の検討」
- 8 月 21 日 第 9 回検討部会 「現計画の検討」
- 9 月 14 日 第 10 回検討部会 同上
- 10 月 8 日 第 11 回検討部会 「第 2 次環境基本計画素案の検討」
- 10 月 30 日 第 12 回検討部会 「第 2 次環境基本計画素案の確認と検討・まとめ」
- 1 月 13 日 第 13 回検討部会 「パブリックコメント結果を反映した最終案のまとめ」
- 2 月 4 日 第 14 回検討部会 「レイアウトの検討」

■ その他

【平成 27 年度】

- 12 月 1 日～21 日 パブリックコメントの募集「広報紙、ホームページ等を通じて実施」
- 3 月 26 日 環境シンポジウム「東久留米市第二次環境基本計画の策定と映画上映」

資料－８ 諮問・答申

■ 諮問

26 東久環環発第 56 号

東久留米市環境審議会 殿

東久留米市環境基本条例第 20 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成 26 年 9 月 24 日

東久留米市長 並 木 克 巳

記

「(仮称) 東久留米市第二次環境基本計画」の策定について

【諮問理由】

東久留米市環境基本計画（平成 18 年 4 月作成、平成 25 年 1 月中間見直し）は、計画の期間を、平成 18 年度から平成 27 年度までとしています。

計画の期間満了に伴い、東久留米市環境基本条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、「(仮称) 東久留米市第二次環境基本計画」を策定するに際し、東久留米市環境基本条例第 7 条第 3 項の規定により、東久留米市環境審議会の意見を求めます。

■ 答申

答 申 書

平成 28 年 2 月 29 日

東久留米市長 並 木 克 巳 様

東久留米市環境審議会
会 長 杉 原 弘 恭

「(仮称) 東久留米市第二次環境基本計画」の策定について (答申)

平成 26 年 9 月 24 日付 26 東久環環発第 56 号で東久留米市長から諮問がありました、「(仮称) 東久留米市第二次環境基本計画」の策定について、東久留米市環境審議会規則第 6 条に基づく部会（「東久留米市環境基本計画検討部会」）を設置し、同部会と東久留米市環境審議会にて審議を重ね、結果をとりまとめましたので、答申いたします。

資料— 9 環境に関わる国・都の動き

(本文中 9 頁に記載している内容の解説)

項目	概要
地球温暖化対策推進法 改正 (平成 25 年 5 月)	<p>地球温暖化防止京都会議 (COP3) で採択された「京都議定書」を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律です。</p> <p>平成 24 年末をもって京都議定書第一約束期間が終了したことから法律が改正され、京都議定書の目標を達成するための計画に代わる地球温暖化対策計画の策定などが規定されました。</p> <p>その後、平成 27 年に 12 月 12 日に新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、日本は 2030 年の温室効果ガスの削減目標を 13 年比で 26% 削減すると提案しています。</p> <p>国では早急に地球温暖化対策計画を策定することとしており、今後、地方公共団体には地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定と対策が求められてくるものと思われます。</p>
第三次循環型社会形成 推進基本計画 [国] (平成 25 年 5 月)	<p>循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。</p> <p>第三次計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3 R 国際協力の推進などが新たな政策の柱となっています。</p>
水循環基本法 (平成 26 年 4 月)	<p>水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に制定されました。</p> <p>同法に基づき、国では水循環基本計画を策定しており (平成 27 年 7 月 10 日閣議決定)、地域の実情に応じて、地方公共団体、国、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と水循環に関する施策の策定 (流域水循環計画) ・実施に努めるものとしています。</p>
雨水の利用の推進に 関する法律 (平成 26 年 5 月)	<p>水資源の有効利用を図るとともに河川等への雨水の集中的な流出を抑制することを目的に制定されました。</p> <p>国は地方公共団体や国民等による雨水の利用を推進するため施策を実施することが定められています。</p>
都市農業振興基本法 (平成 27 年 4 月)	<p>都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。</p> <p>同法に基づき、農産物供給機能の向上、防災機能の発揮、的確な土地利用計画の策定等のための施策や税制上の措置など基本的施策の具体的な検討が進められることとなります。</p>

項目	概要
第四次環境基本計画〔国〕 (平成 24 年 4 月)	<p>環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。</p> <p>第四次計画では、持続可能な社会の実現のためには、市民・事業者・行政といった多様な主体が互いに連携しながら、積極的に関わることが求められています。</p>
生物多様性国家戦略〔国〕 (平成 24 年 9 月)	<p>生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めています。</p> <p>生物多様性の保全は、地域での取り組みが基本であることから、地方公共団体に対して、「生物多様性地域戦略」の策定とその推進が求められています。</p>
東京都環境基本計画〔都〕 (平成 28 年 3 月)	<p>都の環境施策に関わる状況が大きく変化していることから、平成 27 年 4 月から改定作業に着手しています。</p> <p>平成 27 年 11 月の中間のまとめでは、スマートエネルギー都市の実現、3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進、自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承、快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保、環境施策の横断的・総合的な取組の5つを政策の柱として位置付けています。</p>
黒目川流域河川整備計画〔都〕 (平成 18 年 3 月)	<p>黒目川流域における洪水による災害の発生の防止又は軽減を目的とした河川整備計画が予定されています。</p> <p>この工事においては、地元の意見を反映させながら、親水性の向上や現状の自然環境との調和も目指していくものとされています。</p>

資料—10 関連計画の概要

(本文中 9 頁に記載している内容の解説)

計画名	環境に関連する方針等の概要
第4次長期総合計画 (平成23年3月策定)	<p>まちづくりの基本的な方向・方針を示した基本構想、基本構想を実現するための基本計画で構成。</p> <p>【基本目標】 地球環境にやさしいまち</p> <p>【基本的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水と緑にふれあうまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の保全と活用 ・緑の保全と活用 ②環境負荷低減の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的環境施策の推進 ・資源循環型社会の推進
都市計画マスタープラン (平成24年5月)	<p>都市計画法に基づき、都市計画に関する基本的な方針を定めた計画。</p> <p>【基本方針】 水と緑を大切に、生かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①豊かな水と緑と共生するまちをめざします ②自然を生かし、自然環境と調和した東久留米らしい景観を守り・はぐくむとともに、都市の景観の保全・形成に努め、美しい景観のまちをめざします ③CO₂の排出ができるだけ少ない、低炭素型・循環型で環境と共生するまちをめざします
第二次緑の基本計画 (平成25年4月)	<p>都市緑地法に基づき、地域の状況に応じ特色を生かした都市の総合的な緑の保全に関する事項を定めた計画。</p> <p>【基本理念】 水と緑と人のネットワークづくりをめざして</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水と緑の拠点の保全と回復 ②水と緑の軸の形成 ③まちなみの緑の育成 ④水と緑の質の向上と活用 ⑤みんなで進める緑のまちづくり
農業振興計画 (平成28年3月)	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業に関する基本的な方針を定めた計画。</p> <p>【将来像】 市民と未来につなげる都市農業</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①魅力ある農業経営づくり ②市民生活を支える農地の維持、保全 ③暮らしにうるおいをもたらす農業 ④東久留米市農業振興計画の推進

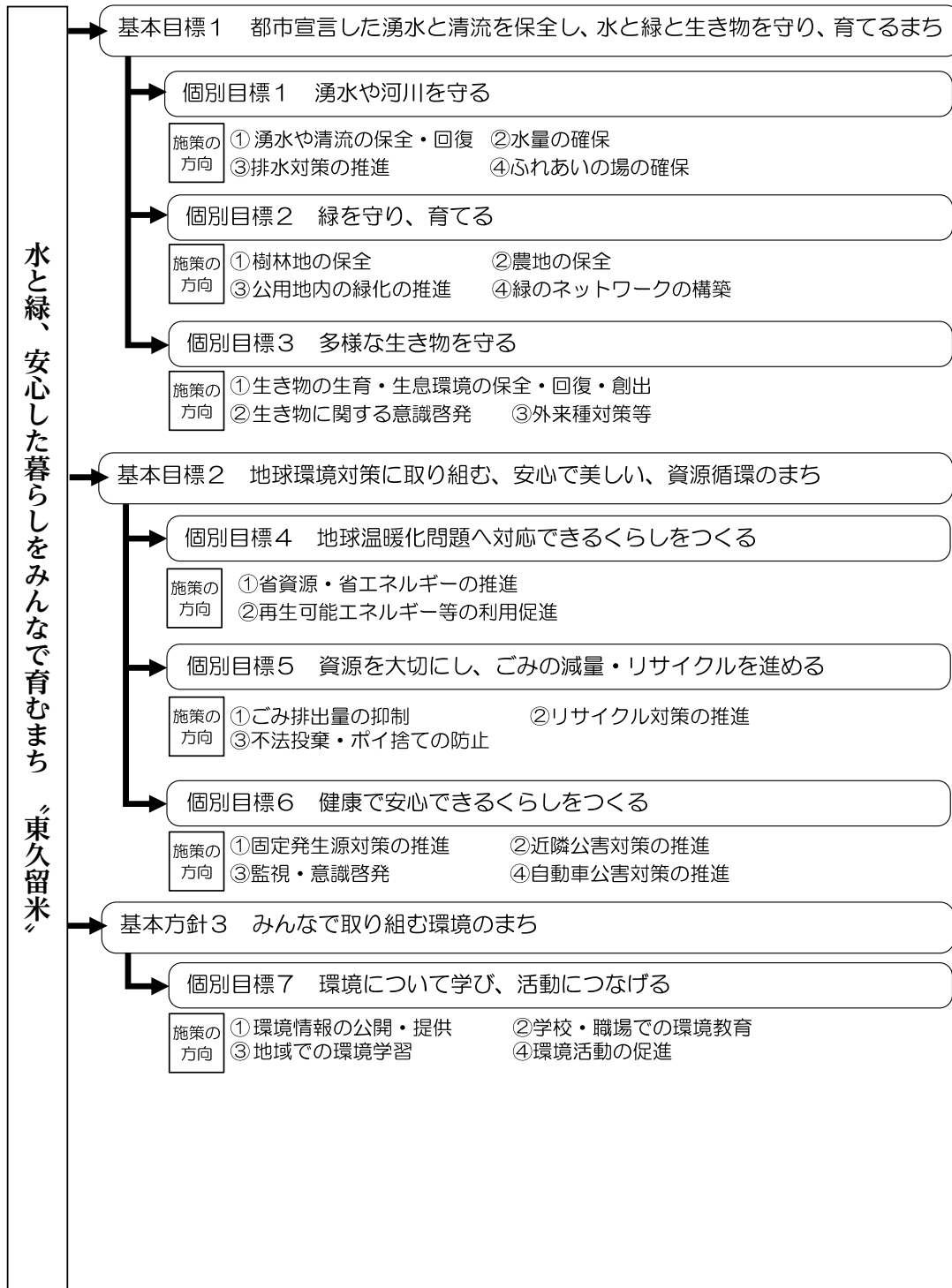
計画名	環境に関連する方針等の概要
一般廃棄物処理基本計画 (平成 24 年 3 月)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、適正処理に関する事項を定めた計画。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">① 3 R から適正処理へ、優先順位に基づく処理の推進② ごみから資源への意識の転換③ パートナーシップの構築とそれぞれの主体的実践の促進
多摩六都広域連携プラン (平成 28 年 3 月)	<p>小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市から構成される多摩北部都市広域行政圏の計画。連携・協調した施策展開が期待できる行政分野について、重点施策を示している。</p> <p>【圏域の将来像】「みどりと生活の共存圏」</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none">① 豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備② だれもが生き生きと健やかに暮らせる地域の創造③ 各市の連携による利便性の高い魅力ある地域の形成

資料—11 第一次計画と第二次計画の体系の比較

■第一次計画の体系

【将来の環境像】

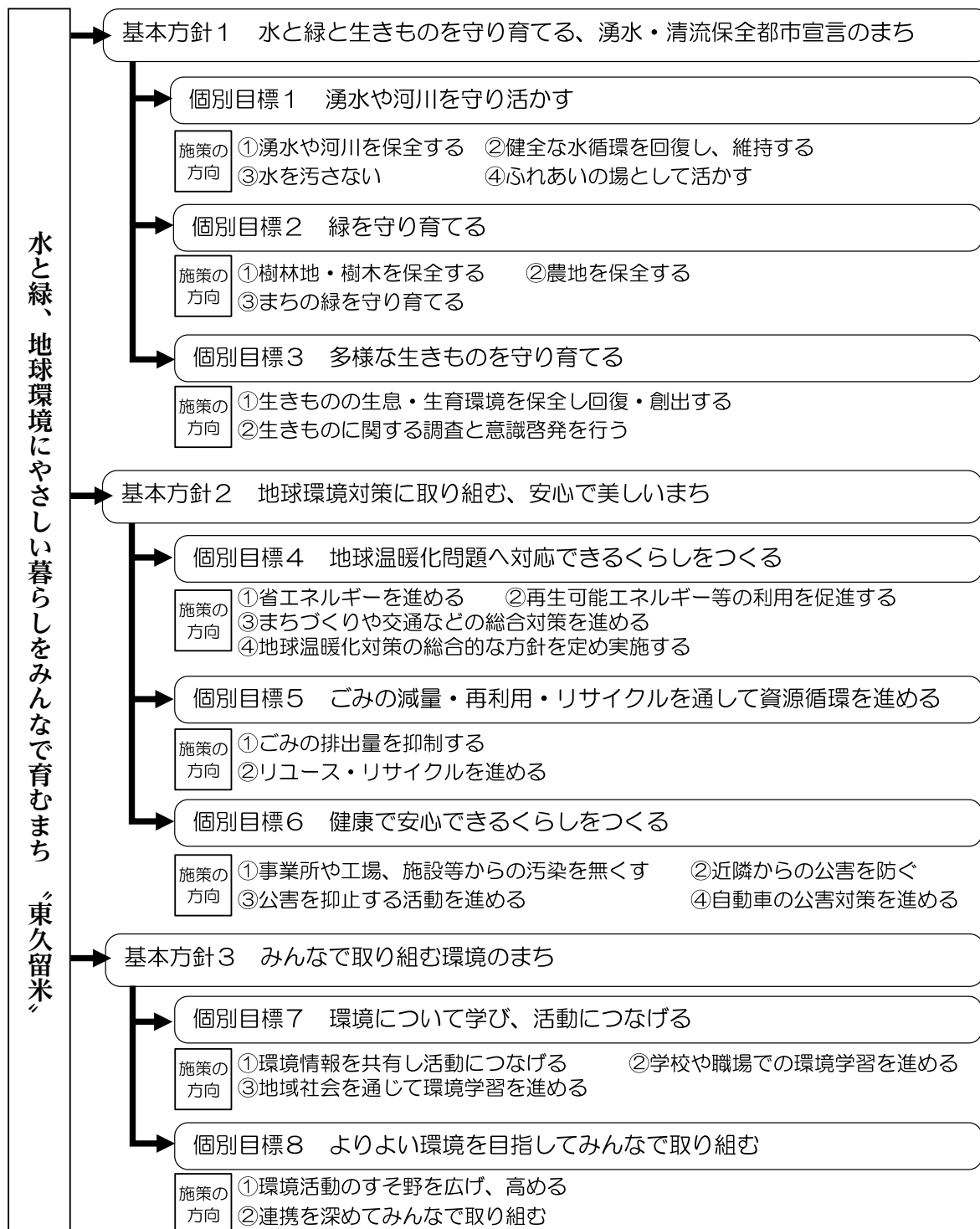
【基本目標、個別目標、施策の方向】



■第二次計画の体系

【将来の環境像】

【基本方針、個別目標、施策の方向】



資料—12 用語解説

五十音	用語	概要	掲載頁
ア行	アイドリング	自動車が止まっているときに、負担をかけない程度にエンジンを低速で回転させること。排出ガス及び排出する温室効果ガスを最少限度にとどめるために、自動車の停車中にはエンジンを停止させるアイドリング・ストップが求められている。	35
	雨水浸透施設	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。屋根で集めた雨水を地中に浸透させる雨水浸透ます、駐車場や道路などに降った雨水を地中に浸透させる雨水浸透舗装などがある。	18
	エコセメント	ごみの焼却灰、下水汚泥等を利用してつくるセメントのこと。焼却灰を主原料として焼成（約 1,400 度）するため、普通セメントよりも塩素を多く含んでおり、無筋系セメントや固化剤などの限定的な用途が見込まれている。	33
	温室効果ガス	地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。CO ₂ （二酸化炭素）、CH ₄ （メタン）、N ₂ O（一酸化二窒素）、HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）、SF ₆ （六フッ化硫黄）の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。	7,10,28,29,30,31,46,55,70
カ行	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど生物の死骸の堆積物が、地中で加熱あるいは加圧され、長い年月の間に変化し、現在使用されているような燃料となったもの。これを燃焼させることで温室効果ガスが発生する。	30
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。	7
	環境家計簿	日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。	28,31
	かんきょう東久留米	市の公害や水と緑の現状の結果等を取りまとめた冊子。毎年度市民・事業者公開している。	38,39,54,55
	環境フェスティバル	環境月間に合わせて、市が毎年 6 月に開催している環境イベント。環境の保全等に関する意識を高めるため、市民・事業者と協働して実施している。	8,42
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。環境基本法（平 5 法 91）では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。	3,4,30,72
	涵養	地表の水（降水や河川水）が地下に浸透し、地下水となることを指す。	5,18

五十音	用語	概要	掲載頁
	協働	「協働」とは、市民活動団体等と行政が、互いの特性を認め合い、心を通わせながら、共通の目標に向かって知恵と力を出し合うこと。	3, 4, 8, 10,23,39, 40,43,45, 46,50,52
	コージェネレーション	コージェネレーションともいう。ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジンや燃料電池を用いて、発電を行うとともに、その排熱を利用して蒸気を発生させる技術である。熱と電力を同時に得ることから、「熱電併給」とも呼ばれる。	31
	ごみ減量化・資源化協力店	簡易包装の推進、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売などを積極的に取り組んでいくために、ごみ減量化・資源化協力店制度を設けている。希望する小売販売店に対して指定している。	33
サ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。	7,14,29, 55
	資源化率	一般廃棄物の総排出量に対する回収された資源の割合。	8
	市民農園	市やNPO等が所有者から農地を借り上げ、市民が栽培等を楽しむ農地。	22
	市民緑地	緑地保全を図るため所有者と市が協定を締結し、市民に公開した緑地。	49
	新エネルギー	石油、石炭等の化石燃料や原子力エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電等の再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール、石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。	31
	生産緑地	市街化区域内において保全していくべき農地で、生産緑地地区として都市計画で指定するものである。生産緑地の指定により、固定資産税は農地課税が適用されるなどの優遇措置が受けられるが、長期的な農地保全が義務づけられる。	21
	生態系	植物（生産者）動物（消費者）菌類（分解者）などとそれらの生活の場である大気、水、土壌、地形・地質などの環境とが、物質・エネルギーの循環により関連づけられた系（システム）をいう。	25,26,27, 47
	生物多様性	すべての生物間の変異性を指す。変異性は variability の訳語で、変わる力、適応力があるという意味があり、種類が多いという訳ではない。その地域における遺伝子・種・生態系の総体で、生物と生息地の多様性の保全が必要とされる（国連生物多様性保全戦略）。	3, 4, 5, 9,10,25 26,45,47, 50,71

資料—12 用語解説

五十音	用語	概要	掲載頁
	生物多様性国家戦略	1992年のリオの地球環境サミットで気候変動枠組条約、森林原則とともに生物多様性条約に加盟したことから、同条約に基づき、日本政府は1995年10月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。同戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めている。	9,47,71
	生物多様性地域戦略	「生物多様性基本法」に基づき、地方公共団体が、生物多様性国家戦略を基本として、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略を策定するよう努めることとされている。	4,25,45,47,71
	絶滅危惧種	絶滅の危機に瀕している種又は絶滅の危機が増大している種のこと。環境省では、1997(平成9)年に、IUCN(国際自然保護連合)が採択した新しいカテゴリーに準じて、定性的要件と定量的要件を組み合わせた新たなカテゴリー(絶滅種、野生絶滅、絶滅危惧IA類、絶滅危惧IB類、絶滅危惧II類、準絶滅危惧、情報不足)を策定した。そのうち、絶滅危惧IA類、絶滅危惧IB類、絶滅危惧II類を絶滅危惧種という。	7,25,27,47
夕行	ダイオキシン類	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種であり、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、 ①ポリ塩化ジベンソパラジオキシン(PCDDs) ②ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs) ③コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質群をダイオキシン類と定義している。	34
	地球温暖化対策推進法	国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。	9,70
	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体が区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための計画。都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、その他の地方公共団体は、策定の努力義務となっている。	4,31,45,46
	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体が自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等を実現するための計画。すべての地方公共団体において策定義務がある。	31,46
	地区計画制度	地区の特性に応じて、地区内の建築物の敷地、用途、壁面の位置、高さ等に関するルールを定め、良好な環境の街区を整備し、保全する制度のこと。	24
	低炭素型・循環型	低炭素型社会とは、二酸化炭素の排出を大幅に削減された社会のこと。循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。	9,72
	低排出ガス車	国土交通省の定めた低排出ガス車認定制度に基づくもので、自動車の排出ガスからの有害物質排出が、最新規制値より大幅に削減されていると認定された車を指す。	37

五十音	用語	概要	掲載頁
ナ行	生ごみ減量化処理機器	家庭から出るごみのなかで、大きな割合を占めるのが生ごみであり、それを乾燥や堆肥化等することで排出量を減少させるための機器のこと。	32
ハ行	ハーフメイド	計画・設計・施工を行う際に途中まで仕上げ、消費者等のニーズに合わせて完成させる方式のこと。本計画の文中では公園で最後は自然に任せて完成させるケースを記述している。	42
	排出基準	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の排出口における大気汚染物質濃度の許容限度をいう。	34
	P D C A	Plan（計画）、Do（実践）、Check（点検・評価）、Action（見直し）を意味し、単にPDCAという場合もある。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実践（Do）し、その結果を内部で点検・評価（Check）し、不都合な点を見直し（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、計画の継続的改善を図ろうとするものである。	8,10,31,54
	FIT 認定量	FITとはFeed-in Tariffs（固定価格買取制度）の略。再生可能エネルギーの普及拡大を目的として、一定期間、エネルギーの買取価格を固定して電気事業者に買い取りを義務付ける制度。ただし、売電を行うには国による設備認定を受けなくてはならない。FIT認定量は、国の認定を受けた再生可能エネルギー源による発電量。	55
マ行	水循環	水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。	3, 5, 9, 10,14,17, 18,43,45, 48,50,70
	森の広場	都市公園や緑地の不足を補うため、民有地の樹林地を借り上げ市民に開放している広場。	25,49
ヤ行	屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために人為的に植栽された樹林のこと。	49
	要請限度	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、市町村長が法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。	8
ラ行	リサイクル	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。	8,13,14, 15,29,32, 33,42,55
	リユース	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。	14,33,70
	緑地協定	都市緑地法に定められており、都市計画区域内において相当規模の一団の土地において全員合意で緑を保全または創出を協定の締結によって実現させていく制度のこと。	24
	緑地保全計画	「東久留米市第二次緑の基本計画」において「雑木林の保全と活用」が重要施策の1つとして掲げられており、その具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置づけられている。	21,25,45, 49
	緑被率	ある地域における緑地（被）面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標。	24,55

【表紙デザイン】

角田晴彦氏（学校法人 自由学園 最高学部（大学部）3年）

【写真提供者】

小松原昌男氏、豊福正己氏、菅谷輝美氏、竹内秀夫氏、下村央行氏、氷川台自治会

東久留米市第二次環境基本計画

発行年月 平成 28 年 3 月

発行 東久留米市 環境安全部 環境政策課

〒 203-8555 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号

電話：042-470-7753 E-MAIL:kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp



平成28年3月
東久留米市